

高浜町 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画



令和6年3月

高浜町

ごあいさつ

わが国では、障害者基本法および障害者差別解消法の理念に基づき、国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に進めています。



本町においても、障がいのある人に対する社会的障壁を取り除き、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、2020年度（令和2年度）に「高浜町障害者基本計画」「高浜町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉の推進に向けて取り組んでまいりました。

この度、「高浜町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が満了となることから、2026年度（令和8年度）までを対象に、障害福祉サービス等の提供体制の整備および見込量を確保するための方策や目標値を定めた「高浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。今後も、この計画に基づき「心豊かな暮らしを支えるきめ細やかな障がい福祉のまち」の実現をめざしてまいりますので、住民の皆さま、関係機関の皆さまには、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重なご意見やご提言をいただきました、高浜町障害福祉計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました、住民の皆さま、関係団体の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和6年3月

高浜町長 **野瀬 豊**

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 障がい福祉に関する法律・制度等の動向.....	2
3. 計画の概要	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の位置づけ.....	4
6. 計画の策定体制.....	5
第2章 障がいのある人たちの現状	6
1. 人口の動向	6
2. 障がいのある人を取り巻く現状.....	7
3. 成果目標の達成状況.....	15
4. 障害福祉サービス等の状況.....	20
5. アンケート調査結果からみる現状.....	26
6. 関係団体ヒアリングからみる現状.....	51
第3章 計画の基本的な考え方	52
1. 基本理念	52
2. 基本目標	52
3. 基本的な視点.....	53
4. 基本方針	54
第4章 第7期障害福祉計画	56
1. 2026年度（令和8年度）の数値目標	56
2. 障害福祉サービスの見込量.....	61
3. 地域生活支援事業の見込量.....	69
第5章 第3期障害児福祉計画	77
1. 2026年度（令和8年度）の数値目標	77
2. 障害児福祉サービスの見込量.....	78
第6章 計画の推進方策と体制	80
1. 計画の進捗管理と評価	80
資料編	81
1. 高浜町障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	81
2. 委員名簿	83
3. 策定経過	84

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では2016年（平成28年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（2021年（令和3年）6月に一部改正法が公布）され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されるなど障がい福祉に関する法整備が進められており、「障害者基本法」に基づく「第5次障害者基本計画」が2023年度（令和5年度）から5年間の計画として示されています。また、2018年（平成30年）6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、2019年（令和元年）6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境および施策は大きく変化しています。

高浜町（以下、「本町」という。）では、前回計画として2021年（令和3年）3月に「高浜町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度）の3年間）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

この度計画改定年度を迎え、障がいのある人に対するアンケート結果や障がいのある人を取り巻く課題を踏まえて、「高浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

「障がい」の表記について

本計画における「障がい者」等の「がい」の字の表記については、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等に用いられるものに関しては、そのまま「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

2. 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

年	主な動き
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者基本計画（第4次）」策定 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部平成28年6月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術の鑑賞および創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等
2019年 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行（一部令和元年6月、9月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障害者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 等
2021年 (令和3年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に） ○医療的ケア児支援法の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
2022年 (令和4年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 等
2023年 (令和5年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者基本計画（第5次）」策定

3. 計画の概要

	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
内容	障害福祉サービス等の見込みと その確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制と その確保策を定める計画

(1) 障害福祉計画

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第 88 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

(2) 障害児福祉計画

「障害児福祉計画」は「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。「障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「障害福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本町においても一体的に策定いたします。

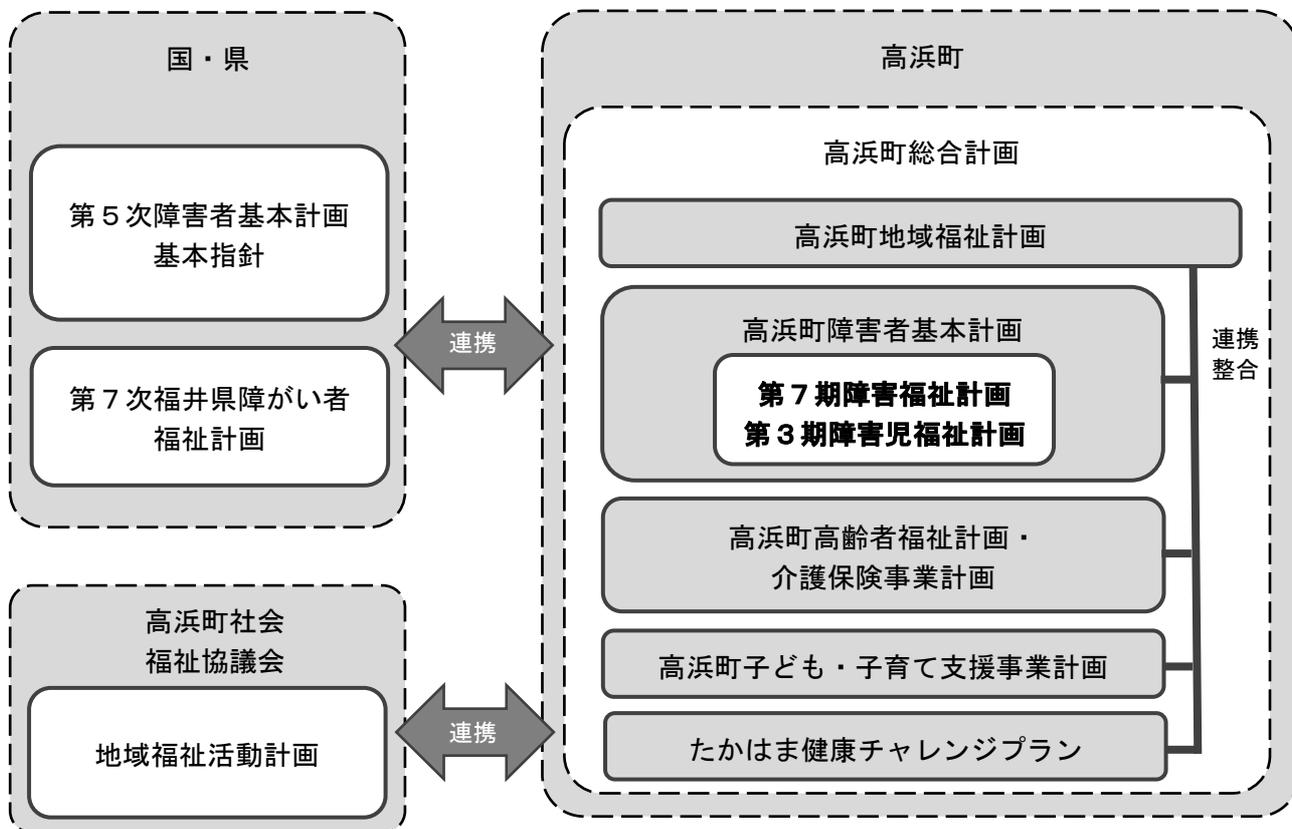
4. 計画の期間

本計画は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間を計画期間とします。ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
障害者基本計画	障害者基本計画					
障害福祉計画	第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

5. 計画の位置づけ

本計画は、国が定める根拠法および計画に基づくとともに、本町のまちづくりの方針である「高浜町総合計画」を上位計画とし、「高浜町障害者基本計画」をはじめ、関連する福祉分野の計画である「高浜町地域福祉計画」「高浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「高浜町子ども・子育て支援事業計画」「たかはま健康チャレンジプラン」との整合性を保ち策定します。



6. 計画の策定体制

(1) 策定委員会での審議

計画の策定にあたり、「高浜町障害福祉計画策定委員会」と庁内の関係各課との調整を図り、各種調査の実施方法および結果の取り扱いをはじめ、前期計画の進捗評価、本計画の目標設定、計画内容の変更等を検討しました。

(2) アンケート調査の実施

障がいのある人の生活状況やニーズ、近年の障がい者福祉施策の動向等を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象者	・ 障害者手帳（身体・療育・精神）保持者 ・ 自立支援医療（精神通院）利用者 ・ 障害児通所サービス受給者 ・ 特別児童扶養手当受給者
配布数	597 件
抽出方法	手帳所持者等全数抽出
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収
調査期間	2023 年（令和 5 年）10 月 2 日～10 月 13 日

配布数 A	回収数※ B	有効回収数	有効回収率
		C	C/A
597	283	283	47.4%

※郵送回収数 265 件、WEB回収数 18 件

(3) ヒアリング調査等の実施

障がい者関係団体 1 団体を対象に郵送によるアンケート形式で意見を聴取しました。

(4) パブリックコメント（意見公募）の実施

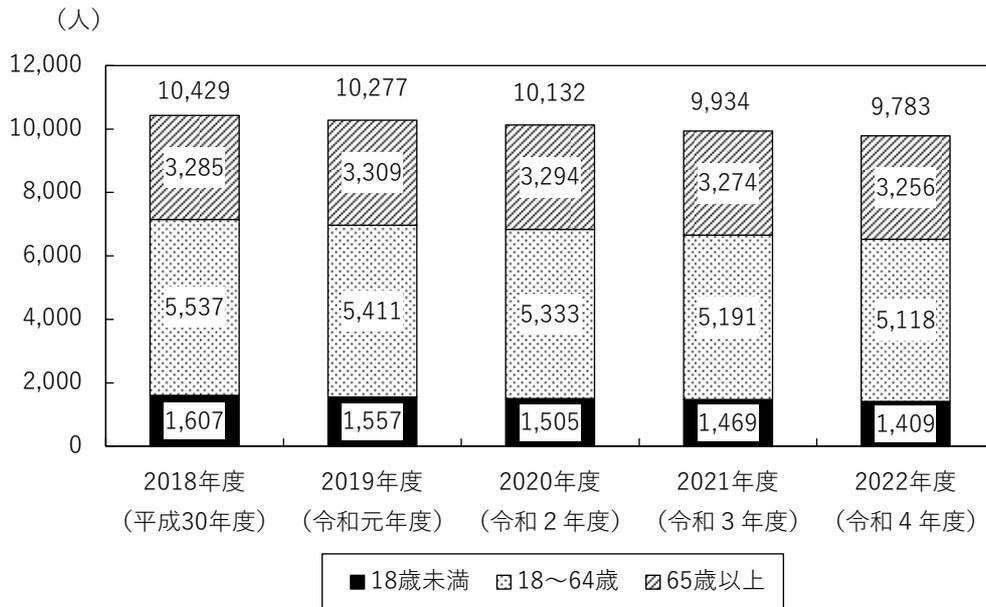
本計画の策定にあたり、町のホームページ等において情報公開を行い、広く住民の方から意見を公募しました。

第2章 障がいのある人たちの現状

1. 人口の動向

人口の推移をみると、総人口は年々減少傾向となっています。年齢構成で見ると、すべての年齢構成で減少傾向となっています。

図表1 本町の人口の推移

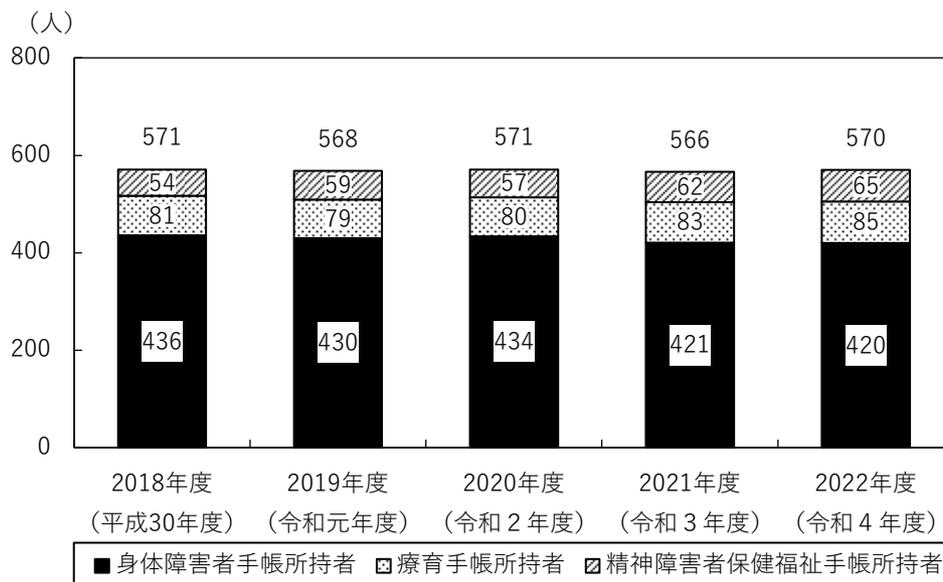


資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

2. 障がいのある人を取り巻く現状

手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっています。一方で療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

図表2 障害者手帳交付者数の推移



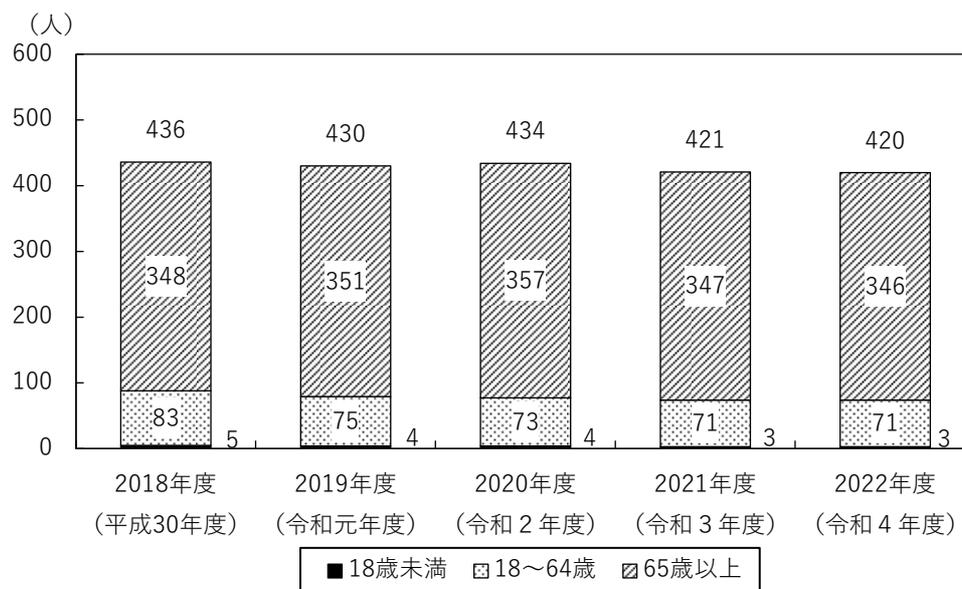
資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在）

(1) 身体障害者手帳所持者の現状

身体障害者手帳所持者数の年齢構成別の推移をみると、18歳未満はほぼ横ばい、18～64歳、65歳以上は減少傾向となっています。

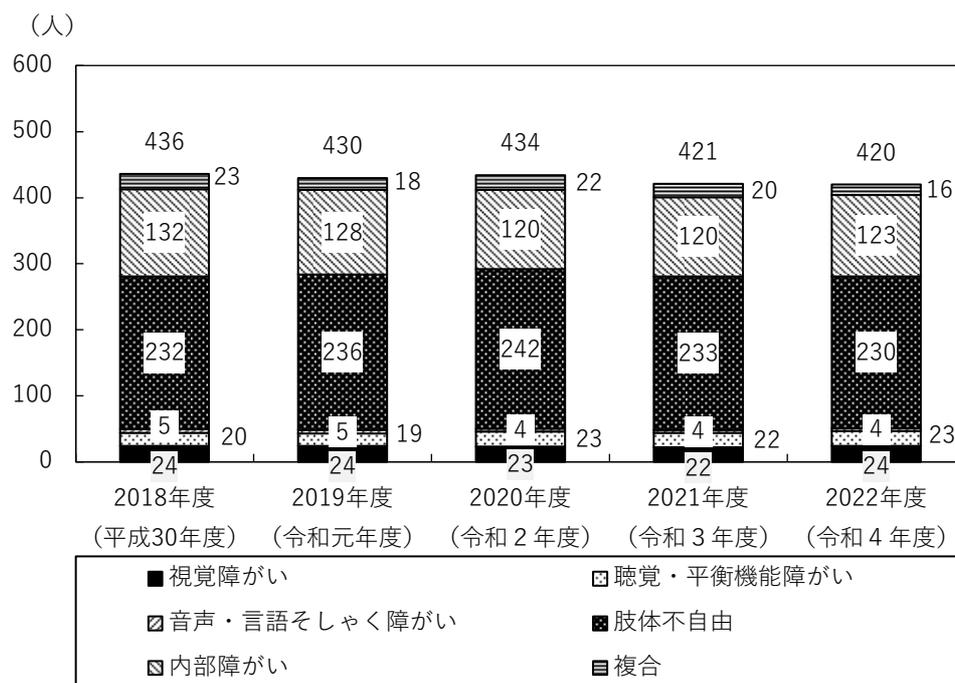
種類別の推移をみると、複合、肢体不自由は減少傾向となっており、その他はほぼ横ばいで推移しています。

図表3 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢構成別）



資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在）

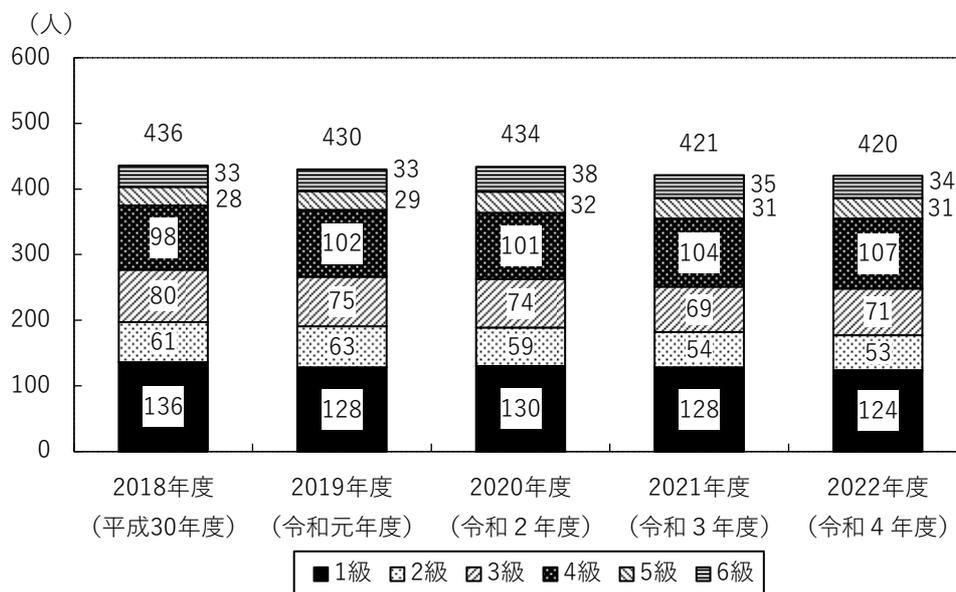
図表4 身体障害者手帳所持者数の推移（種類別）



資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在）

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、4級はやや増加傾向となっており、その他は減少傾向となっています。

図表5 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



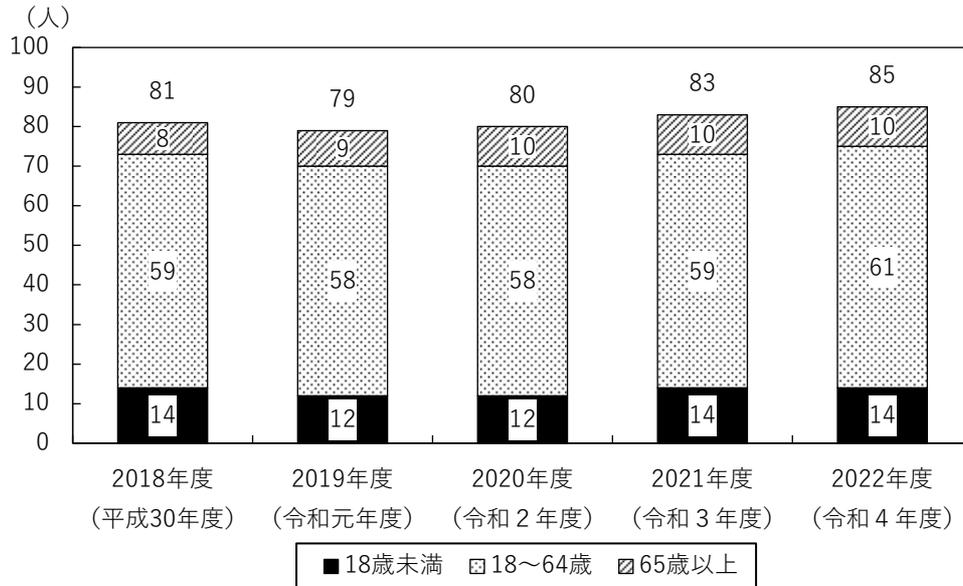
資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在）

(2) 療育手帳所持者の現状

療育手帳所持者数の年齢構成別の推移をみると、18歳未満、65歳以上は横ばいで推移しており、18～64歳は増加傾向となっています。

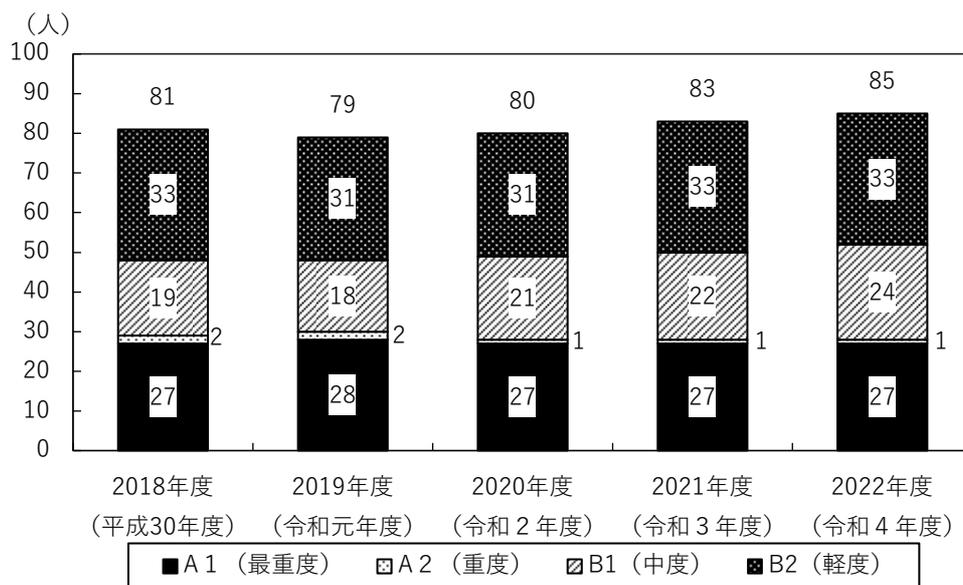
等級別の推移でみると、B1（中度）はやや増加傾向となっており、その後は横ばいで推移しています。

図表6 療育手帳所持者数の推移（年齢構成別）



資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在）

図表7 療育手帳所持者数の推移（等級別）



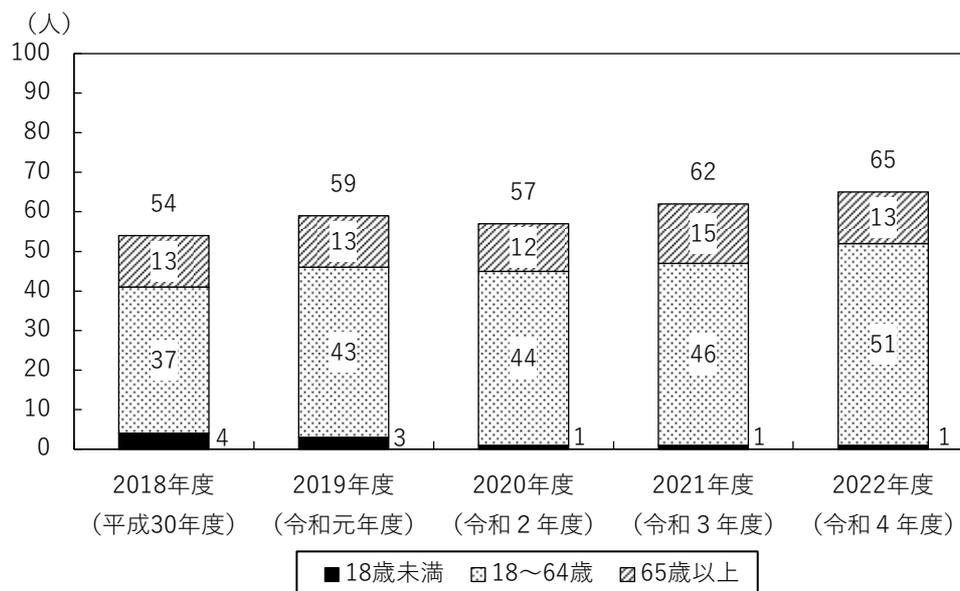
資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢構成別の推移をみると、18～64歳は増加傾向となっており、18歳未満、65歳以上は横ばいで推移しています。

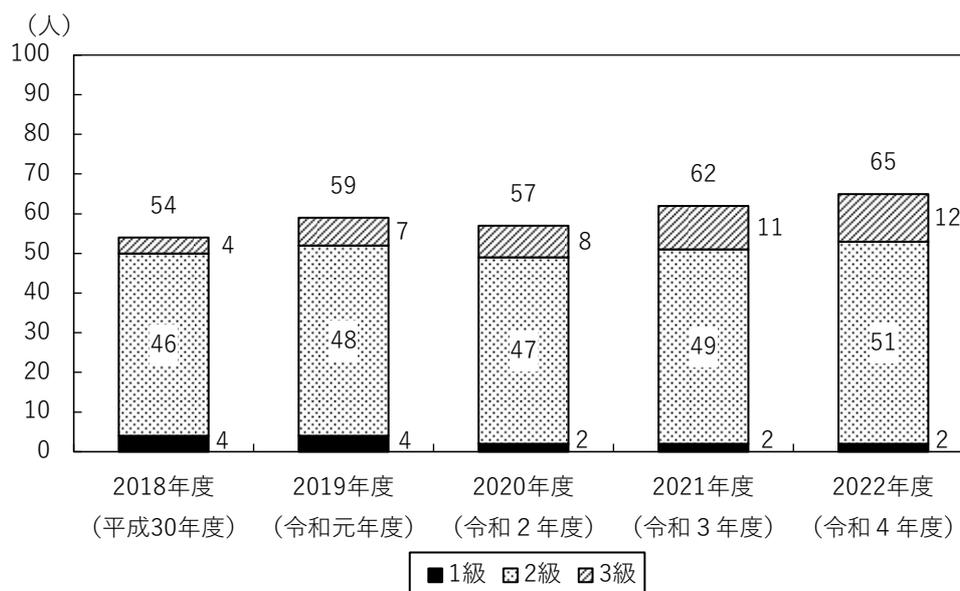
等級別の推移でみると、2級と3級は増加傾向となっており、1級は横ばいで推移しています。

図表8 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢構成別）



資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在）

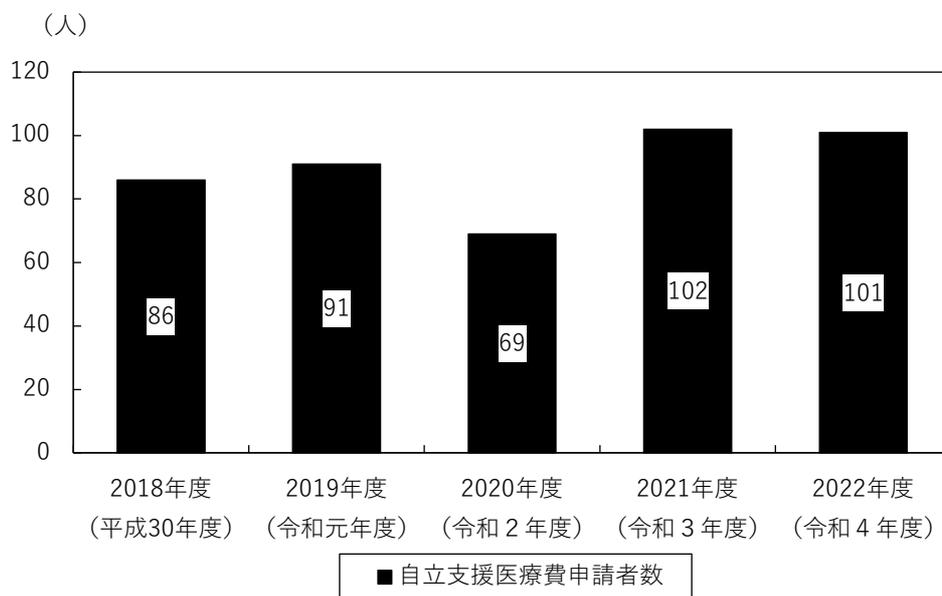
図表9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在）

自立支援医療の申請者数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しています。

図表 10 自立支援医療（精神通院）の推移



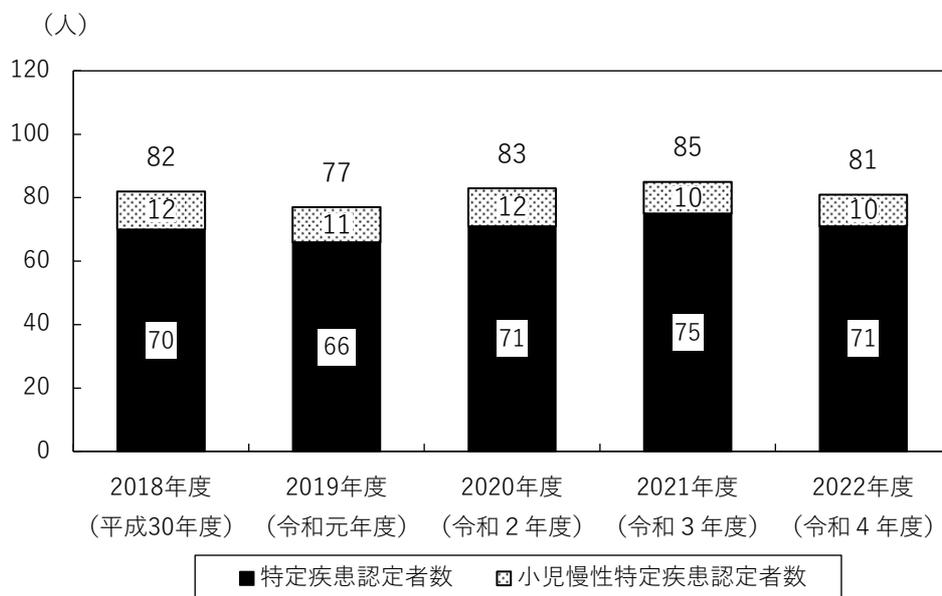
資料：福井県総合福祉相談所（各年度3月末現在）

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症対応を受け、更新手続を行わなかった者の数を含めないため参考値

(4) 難病のある人の状況

難病患者数の推移をみると、特定疾患は増減を繰り返しながら推移しており、小児慢性特定疾患は横ばいで推移しています。

図表 11 難病患者数の推移



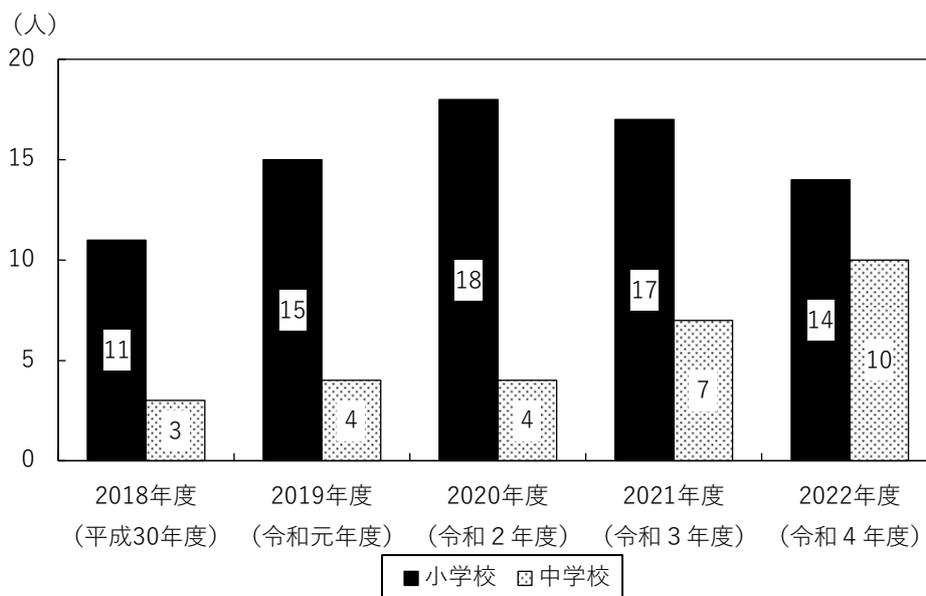
資料：福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター（各年度3月末現在）

(5) 特別支援学級・学校の在籍者の状況

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、小学校は減少傾向となっており、中学校は増加傾向となっています。

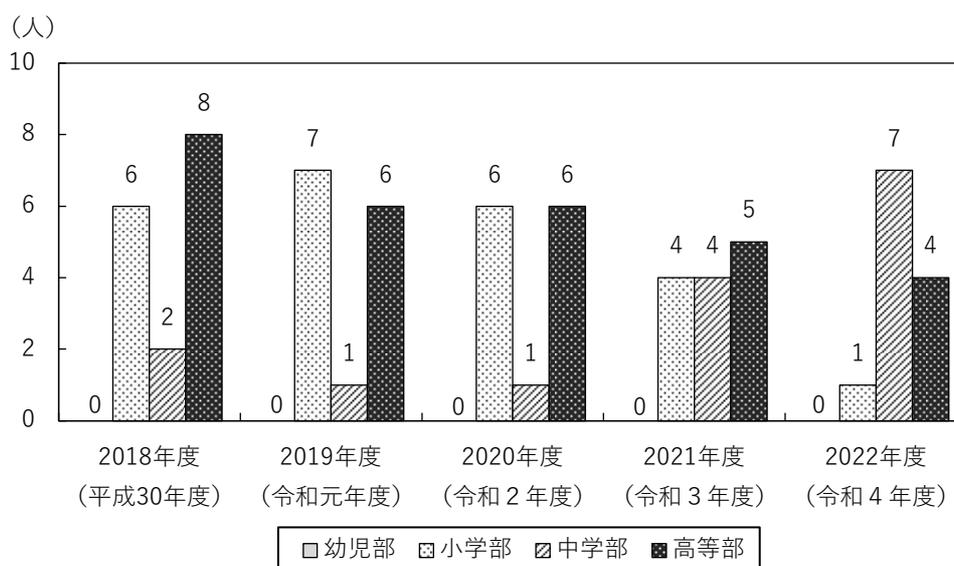
特別支援学校の在籍者数の推移をみると、小学部と高等部は減少傾向となっており、中学部は増加傾向となっています。

図表 12 特別支援学級の在籍者数の推移



資料：高浜町教育委員会（各年度3月末現在）

図表 13 特別支援学校の在籍者数の推移



資料：福井県嶺南西特別支援学校（各年度3月末現在）

3. 成果目標の達成状況

※実績は2022年度（令和4年度）3月末現在

（1）地域移行・一般就労への移行の状況

①福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	○2019年度（令和元年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○2023年度（令和5年度）末時点の施設入所者数を2019年度（令和元年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
--------	---

【現状の取り組みおよび評価】

施設に入所している方は重度の方が多く、長期入所者の地域生活移行への取り組みが進んでいないのが現状です。

施設入所者数は減少しましたが、家庭の状況や障がいの程度等により施設入所のニーズは依然高い状況にあります。

精神科病院に1年以上入院されている方については、基本的には症状の安定化によって在宅での日常生活が可能と主治医が判断した場合に、病院の地域医療連携室からの連絡で町の保健師等が調整にあたるといった流れが現状となっています。町からのアプローチとしては、短期的に入院した方については、主治医に退院のタイミングを伺い、退院支援および在宅調整を実施しています。

指標	第6期計画目標	実績
施設入所者の地域生活への移行者数	2人	0人
施設入所者数	23人	21人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 ○2023年度(令和5年度)末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ○精神病床における早期退院率に関して、入院後3カ月時点の退院率については69%以上、入院後6カ月時点の退院率については86%以上および入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
--------	--

【現状の取り組みおよび評価】

本目標については、福井県が目標設定を行うため、前期(第6期)計画では目標設定をしていないことから、実績はありません。

若狭圏域(高浜町、おおい町、小浜市および若狭町)の保健、医療、福祉関係者で構成される「精神保健福祉連絡会」を精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場として設置し、関係者会議を4回開催(令和4年度)しました。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針	○地域生活支援拠点等について、2023年度(令和5年度)末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。
--------	--

【現状の取り組みおよび評価】

高浜町、おおい町、小浜市、若狭町および美浜町までの圏域での面的整備による地域生活支援拠点等の整備を行いました。令和5年度からはその運用状況の検証を行っています。

指標	第6期計画目標	実績
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	1か所

④福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針	<p>○2023年度（令和5年度）中に一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上にする。</p> <p>うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍以上 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍以上 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍以上</p> <p>○就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割が利用する ○就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：全体の7割以上とする</p>
--------	--

【現状の取り組みおよび評価】

令和4年度末時点では、一般就労への移行者数は0人となっており、目標は達成していません。就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者および就労定着率については、嶺南地域に就労定着支援事業を実施している事業所がないことから、前期（第6期）計画では目標設定をしていません。

指標	第6期計画目標	実績
就労移行支援事業等*を通じて一般就労に移行する者	6人	0人
うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	4人	0人
うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	1人	0人
うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	1人	0人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者	無	無
就労定着支援事業の就労定着率	無	無

*生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

⑤相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	○2023年度（令和5年度）末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。総合的・専門的な相談支援の項目では障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
--------	---

【現状の取り組みおよび評価】

基幹相談支援センターにより圏域にある相談事業者に対して専門的な指導・助言等を行いました。
 ※目標値は町としての設定としていましたが、本指標の取り組みは圏域での取り組みであることから実績は圏域としました。

指標	第6期計画目標	実績
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催（回数／年）	1回	103回

⑥障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針	○2023年度（令和5年度）末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
--------	--

【現状の取り組みおよび評価】

県が実施する研修への参加、障害自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して事業所や関係自治体等と共有することはできませんでした。

指標	第6期計画目標	実績
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加（人数）	1人	0人
障害自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	1回	0回

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ○2023年度（令和5年度）までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。（市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置） ○すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ○各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
--------	---

【現状の取り組みおよび評価】

児童発達支援センターについては、町内に該当する事業所はなく未設置ですが、小浜市内にある小浜市母と子の家児童発達支援センターにおいて、広域利用が可能となっています。

保育所等訪問支援については、現在本町に当サービスを実施している事業所があり、今後も利用ニーズを把握しながら、より利用しやすい体制の整備に努めます。

児童発達支援および放課後等デイサービスについては、町内に事業所が2か所あり、サービス支援体制の充実が図られてきましたが、重症心身障がい児の受け入れについては、対象者の存在やニーズがないことから、体制の整備については、今後、事業所側の意見を聞きながら検討していきます。

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置については、嶺南地域の関係機関で構成される「嶺南医療的ケア児等コーディネーター連絡会」を開催し、協議の場を設置できるよう取り組みを進めています。

医療的ケア児については、2024年度（令和6年度）より、町内の保育所またはこども園に入園希望の児童があることから、2023年度（令和5年度）に医療的ケア児等コーディネーターの配置を予定しています。

指標	第6期計画目標	実績
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
保育所等訪問支援の充実	有	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	有	無
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置	1人	無

4. 障害福祉サービス等の状況

(1) 障害福祉サービスの実績

①訪問系サービス

○居宅介護は、利用時間、利用人数ともに2021年度（令和3年度）以降、計画値を下回っています。

■訪問系サービスの利用量推移（1月あたり）

	単位	2021年度（令和3年度）			2022年度（令和4年度）			2023年度（令和5年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
居宅介護	時間／月	74	95	77.9%	73	95	76.8%	74	95	77.9%
	人／月	10	15	66.7%	11	15	73.3%	11	15	73.3%
重度訪問介護	時間／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
同行援護	時間／月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
	人／月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
行動援護	時間／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
重度障害者等 包括支援	時間／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-

各年度3月末現在、2023年度（令和5年度）は9月末現在

②日中活動系サービス

- 生活介護は、利用日数、利用人数ともにおおむね計画値通りに推移しています。
- 自立訓練（機能訓練）は、利用実績がありません。
- 自立訓練（生活訓練）は、2021年度（令和3年度）以降、計画値を下回っています。
- 就労移行支援は、2021年度（令和3年度）以降、計画値を下回っています。
- 就労継続支援A型は、2021年度（令和3年度）では利用日数が計画値を上回っていたものの、それ以降は下回っています。
- 就労継続支援B型は、2021年度（令和3年度）以降、利用日数が計画値を上回っています。
- 就労定着支援は、利用実績がありません。
- 療養介護は、2022年度（令和4年度）まで計画値通りに推移していましたが、2023年度（令和5年度）では計画値を下回っています。
- 短期入所（ショートステイ）は、利用日数、利用人数ともに計画値を大きく下回っています。

■日中活動系サービスの利用量推移（1月あたり）

	単位	2021年度（令和3年度）			2022年度（令和4年度）			2023年度（令和5年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
生活介護	人日/月	637	654	97.4%	650	672	96.7%	668	690	96.8%
	人/月	33	36	91.7%	35	37	94.6%	36	38	94.7%
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	0	21	0.0%	9	21	42.9%	17	31	54.8%
	人/月	0	2	0.0%	1	2	50.0%	1	3	33.3%
就労移行支援	人日/月	58	107	54.2%	45	107	42.1%	37	128	28.9%
	人/月	4	5	80.0%	3	5	60.0%	2	6	33.3%
就労継続支援 （A型）	人日/月	235	234	100.4%	216	234	92.3%	212	255	83.1%
	人/月	11	11	100.0%	11	11	100.0%	10	12	83.3%
就労継続支援 （B型）	人日/月	271	243	111.5%	248	243	102.1%	296	256	115.6%
	人/月	16	18	88.9%	16	18	88.9%	19	19	100.0%
就労定着支援	人/月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
療養介護	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	2	50.0%
短期入所 （ショートステイ）	人日/月	7	33	21.2%	6	33	18.2%	13	36	36.1%
	人/月	1	11	9.1%	1	11	9.1%	2	12	16.7%

各年度3月末現在、2023年度（令和5年度）は9月末現在

③居住系サービス

- 共同生活援助（グループホーム）は、2021年度（令和3年度）以降、計画値を下回っています。
- 施設入所支援は、2021年度（令和3年度）以降、計画値を下回っています。
- 自立生活援助は、利用実績がありません。

■居住系サービスの利用量推移（1月あたり）

	単位	2021年度（令和3年度）			2022年度（令和4年度）			2023年度（令和5年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
共同生活援助 （グループホーム）	人／月	15	16	93.8%	15	17	88.2%	14	18	77.8%
施設入所支援	人／月	20	24	83.3%	20	23	87.0%	19	23	82.6%
自立生活援助	人／月	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%

各年度3月末現在、2023年度（令和5年度）は9月末現在

④相談支援

- 計画相談支援は、2021年度（令和3年度）以降、計画値を上回っています。
- 地域移行支援は、利用実績がありません。
- 地域定着支援は、利用実績がありません。

■相談支援の利用量推移（1月あたり）

	単位	2021年度（令和3年度）			2022年度（令和4年度）			2023年度（令和5年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
計画相談支援	人／月	19	16	118.8%	20	16	125.0%	24	16	150.0%
地域移行支援	人／月	0	0	-	0	1	0.0%	0	2	0.0%
地域定着支援	人／月	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

各年度3月末現在、2023年度（令和5年度）は9月末現在

⑤障害児福祉サービス

- 児童発達支援は、2022年度（令和4年度）以降、利用人数が計画値を上回っています。
- 放課後等デイサービスは、2022年度（令和4年度）では利用日数、利用人数ともに計画値を上回っています。
- 保育所等訪問支援は、2021年度（令和3年度）以降、利用人数が計画値を大きく上回っています。
- 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績がありません。
- 医療型児童発達支援は、利用実績がありません。
- 障害児相談支援は、2022年度（令和4年度）以降、計画値を上回っています。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、2023年度（令和5年度）配置予定です。

■障害児福祉サービスの利用量推移（1月あたり）

	単位	2021年度（令和3年度）			2022年度（令和4年度）			2023年度（令和5年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
児童発達支援	人日/月	18	64	28.1%	30	72	41.7%	31	80	38.8%
	人/月	6	8	75.0%	12	9	133.3%	12	10	120.0%
放課後等 デイサービス	人日/月	282	300	94.0%	327	310	105.5%	281	320	87.8%
	人/月	25	30	83.3%	34	31	109.7%	29	32	90.6%
保育所等 訪問支援	人日/月	4	15	26.7%	11	15	73.3%	14	15	93.3%
	人/月	4	3	133.3%	9	3	300.0%	11	3	366.7%
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	-	0	0	-	0	4	0.0%
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
医療型 児童発達支援	人日/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
障害児相談支援	人/月	10	10	100.0%	15	11	136.4%	18	12	150.0%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

各年度3月末現在、2023年度（令和5年度）は9月末現在

(2) 地域生活支援事業の利用実績

① 必須事業

- 自発的活動支援事業、住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）は、利用実績がありません。
- 介護・訓練支援用具は、2021年度（令和3年度）では計画値を上回っているものの、その後は下回っています。
- 在宅療養等支援用具は、2022年度（令和4年度）では計画値を上回っており、2023年度（令和5年度）は計画値通りとなっています。
- 移動支援事業は、2022年度（令和4年度）以降、利用時間が計画値を上回っています。

■ 必須事業の実施状況

	単位	2021年度（令和3年度）			2022年度（令和4年度）			2023年度（令和5年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	-	無	無	-	無	有	0.0%
障害者相談支援事業	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	-	無	無	-	無	有	0.0%
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	-	無	無	-	無	有	0.0%
意思疎通支援事業	人	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%

	単位	2021年度（令和3年度）			2022年度（令和4年度）			2023年度（令和5年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
介護・訓練 支援用具	件／年	3	2	150.0%	0	2	0.0%	1	2	50.0%
自立生活支援用具	件／年	2	3	66.7%	1	3	33.3%	1	3	33.3%
在宅療養等 支援用具	件／年	0	1	0.0%	2	1	200.0%	1	1	100.0%
情報・意思疎通 支援用具	件／年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
排泄管理支援用具	件／年	203	241	84.2%	214	241	88.8%	90	241	37.3%
居宅生活動作 補助用具 （住宅改修費）	件／年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
移動支援事業	時間／年	4	12	33.3%	55	12	458.3%	31	12	258.3%
	人／年	1	2	50.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
地域活動支援 センター事業	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人／年	1	3	33.3%	1	3	33.3%	0	3	0.0%

各年度3月末現在、2023年度（令和5年度）は8月末現在

②任意事業

○訪問入浴サービス事業は、2022年度（令和4年度）以降、計画値を上回っています。

○日中一時支援事業は、2022年度（令和4年度）以降、計画値を下回っています。

■任意事業の実施状況

	単位	2021年度（令和3年度）			2022年度（令和4年度）			2023年度（令和5年度）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
訪問入浴 サービス事業	人／年	1	1	100.0%	2	1	200.0%	2	1	200.0%
日中一時支援事業	人／年	9	9	100.0%	7	10	70.0%	4	11	36.4%

各年度3月末現在、2023年度（令和5年度）は8月末現在

5. アンケート調査結果からみる現状

本計画を策定するにあたって、本町に居住する障がいのある方（身体・知的・精神）を対象に生活実態やサービスの利用状況、今後の施策ニーズ等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

※本文中において、身体障害者手帳所持者を「身体」、療育手帳所持者を「療育」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神」と表記しています。

※図表中の「n」は、集計対象者総数を表しています。

※表の数値について、大きい順に第1位、第2位、第3位と表記しています。

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計値が100.0%とならない場合があります。

(1) 回答者について

年齢についてみると、「70歳代」が26.5%と最も多く、次いで「80歳代」が21.9%となっています。障がい別でみると、身体では「70歳代」、療育、精神では「40歳代」がそれぞれ最も多くなっています。

■回答者の年齢（問2）

	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
全体(n=283)	3.5	3.9	3.2	3.2	9.5	6.7
身体(n=194)	0.0	1.0	2.6	1.0	4.1	3.6
療育(n=30)	3.3	10.0	16.7	6.7	40.0	13.3
精神(n=21)	0.0	0.0	9.5	19.0	28.6	23.8
不明・無回答(n=51)	17.6	11.8	0.0	3.9	7.8	9.8

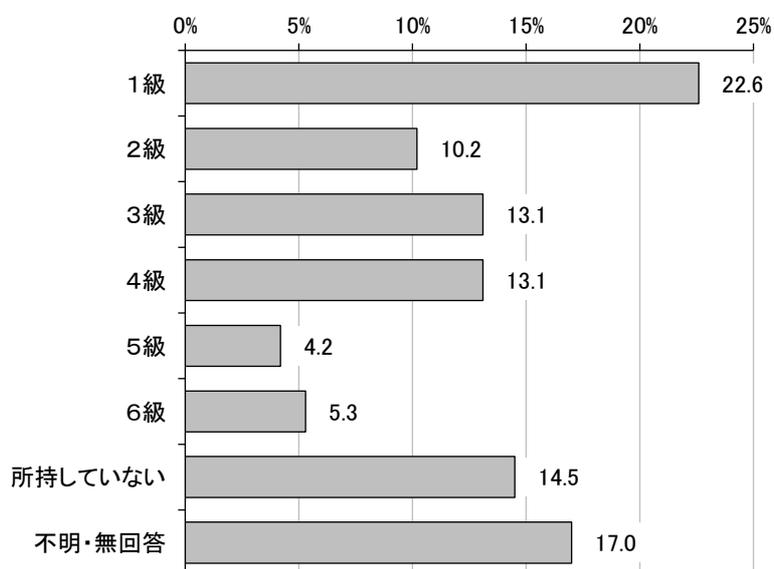
	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上	不明・無回答
全体(n=283)	11.3	26.5	21.9	7.8	2.5
身体(n=194)	13.9	35.1	28.4	9.8	0.5
療育(n=30)	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0
精神(n=21)	4.8	14.3	0.0	0.0	0.0
不明・無回答(n=51)	7.8	9.8	13.7	5.9	11.8

(2) 障がいの状況について

障害者手帳の等級と判定についてみると、身体では「1級」、療育では「B2」、精神では「2級」がそれぞれ最も多くなっています。

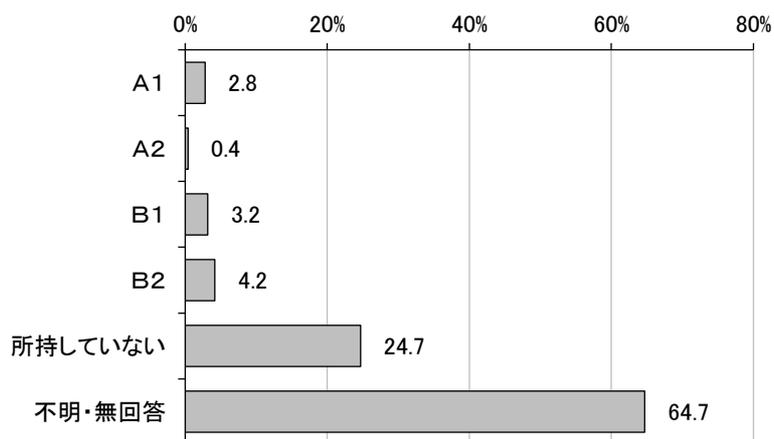
■身体障がいのある人の手帳の等級（問3①）

全体(n=283)



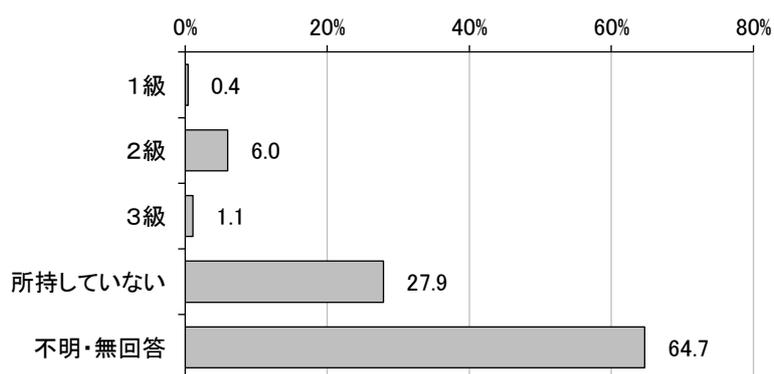
■知的障がいのある人の手帳の判定 (問3②)

全体 (n=283)



■精神障がいのある人の手帳の等級 (問3③)

全体 (n=283)



(3) 住まいや暮らしについて

希望する暮らしを送るために必要な支援についてみると、「経済的な負担の軽減」が40.3%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が31.1%となっています。

障がい別でみると、すべての手帳で「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。

■希望する暮らしを送るために必要な支援（問12）

	在宅で医療が適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	緊急時の施設での受け入れ体制の充実	ひとり暮らしやグループホームなどの入居体験の機会や場所の充実	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練などの充実	経済的な負担の軽減
全体(n=283)	29.7	17.3	30.0	9.2	31.1	13.1	40.3
身体(n=194)	36.6	20.1	31.4	8.8	36.1	13.4	40.7
療育(n=30)	13.3	26.7	40.0	16.7	16.7	16.7	43.3
精神(n=21)	14.3	9.5	28.6	14.3	9.5	14.3	52.4
不明・無回答(n=51)	15.7	5.9	23.5	5.9	23.5	9.8	35.3

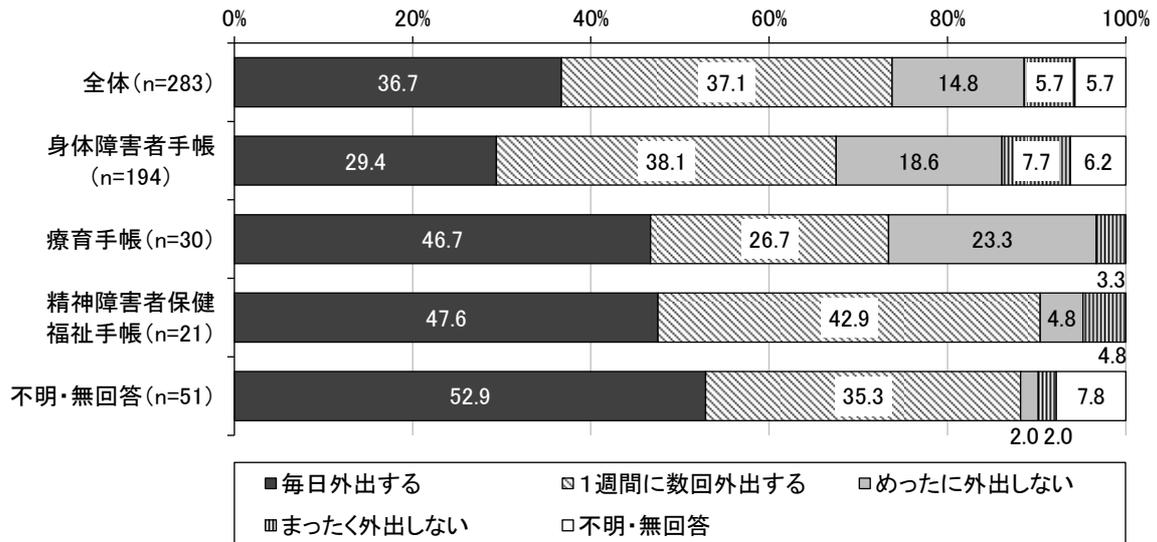
	相談対応などの充実	地域住民などの理解	コミュニケーションについての支援	その他	特に支援は必要ない	不明・無回答
全体(n=283)	23.0	14.5	14.1	2.8	12.4	13.8
身体(n=194)	19.6	10.3	11.3	2.1	12.9	12.9
療育(n=30)	36.7	33.3	33.3	0.0	16.7	13.3
精神(n=21)	33.3	14.3	9.5	4.8	14.3	4.8
不明・無回答(n=51)	31.4	21.6	19.6	5.9	7.8	19.6

(4) 日中活動や就労について

外出の頻度についてみると、「1週間に数回外出する」が37.1%と最も多く、次いで「毎日外出する」が36.7%となっています。

障がい別でみると、身体では「1週間に数回外出する」、療育、精神では「毎日外出する」がそれぞれ最も多くなっています。

■外出の頻度 (問13)



外出するときに困ることについてみると、「特に困ることはない」が26.1%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」が23.3%となっています。

障がい別でみると、身体では「特に困ることはない」、療育では「公共交通機関が少ない（ない）」「困ったときにどうすればいいのか心配」、精神では「周囲の目が気になる」がそれぞれ最も多くなっています。

■外出するときに困ること（問16）

	公共交通機関が少ない（ない）	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	介助者を用意できないときがある	外出にお金がかかる
全体（n=283）	23.3	18.0	19.4	7.4	13.8	8.5	11.0
身体（n=194）	22.7	22.2	24.2	6.7	17.0	9.8	10.8
療育（n=30）	36.7	23.3	16.7	20.0	10.0	10.0	20.0
精神（n=21）	23.8	14.3	9.5	14.3	9.5	9.5	19.0
不明・無回答（n=51）	17.6	5.9	7.8	3.9	7.8	2.0	7.8

	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困ったときにどうすればいいのか心配	その他	特に困ることはない	不明・無回答
全体（n=283）	8.1	12.7	18.0	4.9	26.1	12.7
身体（n=194）	4.1	11.9	14.4	4.1	26.3	12.9
療育（n=30）	16.7	13.3	36.7	6.7	26.7	6.7
精神（n=21）	38.1	33.3	28.6	9.5	28.6	4.8
不明・無回答（n=51）	11.8	9.8	19.6	5.9	23.5	19.6

障がい者の就労支援として必要なことについてみると、「具合が悪くなったときに気軽に通院できること」が34.6%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が30.0%となっています。

障がい別でみると、身体では「具合が悪くなったときに気軽に通院できること」、療育では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、精神では「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」がそれぞれ最も多くなっています。

■障がい者の就労支援として必要なこと（問20）

	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数などの配慮	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	在宅勤務の拡充
全体(n=283)	29.7	20.8	24.7	29.7	13.1
身体(n=194)	26.3	23.2	19.6	27.8	8.8
療育(n=30)	43.3	26.7	33.3	33.3	6.7
精神(n=21)	28.6	4.8	38.1	52.4	38.1
不明・無回答(n=51)	33.3	17.6	33.3	25.5	21.6

	職場の障がい者理解	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	職場で介助や援助などが受けられること	具合が悪くなったときに気軽に通院できること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
全体(n=283)	27.9	30.0	15.2	34.6	15.5
身体(n=194)	22.2	23.2	14.9	35.6	11.9
療育(n=30)	50.0	56.7	33.3	36.7	33.3
精神(n=21)	42.9	52.4	14.3	42.9	23.8
不明・無回答(n=51)	33.3	35.3	7.8	29.4	19.6

	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	町内に就労継続支援事業所ができること	その他	不明・無回答
全体(n=283)	11.3	13.1	20.8	5.3	29.0
身体(n=194)	8.2	9.3	20.1	5.7	31.4
療育(n=30)	16.7	26.7	40.0	3.3	10.0
精神(n=21)	19.0	23.8	14.3	4.8	28.6
不明・無回答(n=51)	19.6	17.6	11.8	3.9	27.5

(5) 相談相手・情報収集について

悩みや困りごとの相談相手についてみると、「家族や親せき」が70.0%と最も多く、次いで「友人・知人」が26.9%となっています。

障がい別でみると、すべての手帳で「家族や親せき」が最も多くなっています。

■悩みや困りごとの相談相手（問21）

	家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	通所先(施設など)の職員	ホームヘルパー
全体(n=283)	70.0	26.9	7.4	7.1	8.5	3.9
身体(n=194)	73.7	26.8	9.3	2.6	5.2	4.6
療育(n=30)	63.3	6.7	6.7	20.0	36.7	3.3
精神(n=21)	66.7	33.3	4.8	33.3	9.5	0.0
不明・無回答(n=51)	56.9	33.3	3.9	7.8	7.8	3.9

	障がい者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	保育所、認定こども園、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所
全体(n=283)	0.7	25.1	8.8	2.8	4.2	4.9
身体(n=194)	0.5	23.2	11.9	2.1	0.5	2.1
療育(n=30)	0.0	23.3	0.0	3.3	6.7	13.3
精神(n=21)	4.8	38.1	4.8	4.8	4.8	9.5
不明・無回答(n=51)	0.0	29.4	2.0	5.9	15.7	9.8

	役場などの行政機関	相談相手はいない	相談ごとはない	その他	不明・無回答
全体(n=283)	7.4	1.8	3.5	4.2	6.0
身体(n=194)	7.2	2.1	4.1	3.1	4.6
療育(n=30)	0.0	0.0	0.0	6.7	3.3
精神(n=21)	14.3	0.0	0.0	0.0	9.5
不明・無回答(n=51)	9.8	2.0	3.9	7.8	11.8

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先についてみると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が36.4%と最も多く、次いで「役場などの行政機関の広報誌」が31.8%となっています。

障がい別でみると、身体では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、療育では「サービス事業所の人や施設職員」、精神では「インターネット」がそれぞれ最も多くなっています。

■障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先（問22）

	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	役場などの行政機関の広報誌	インターネット	家族や親せき、友人・知人	サービス事業所の人や施設職員	障がい者団体や家族会（団体の機関紙など）	かかりつけの医師や看護師（病院やクリニック）
全体(n=283)	36.4	31.8	13.4	27.6	14.5	3.2	20.1
身体(n=194)	38.1	36.1	7.7	27.8	10.8	3.6	21.6
療育(n=30)	26.7	13.3	10.0	20.0	50.0	3.3	6.7
精神(n=21)	23.8	19.0	42.9	28.6	19.0	14.3	9.5
不明・無回答(n=51)	35.3	27.5	23.5	29.4	11.8	0.0	25.5

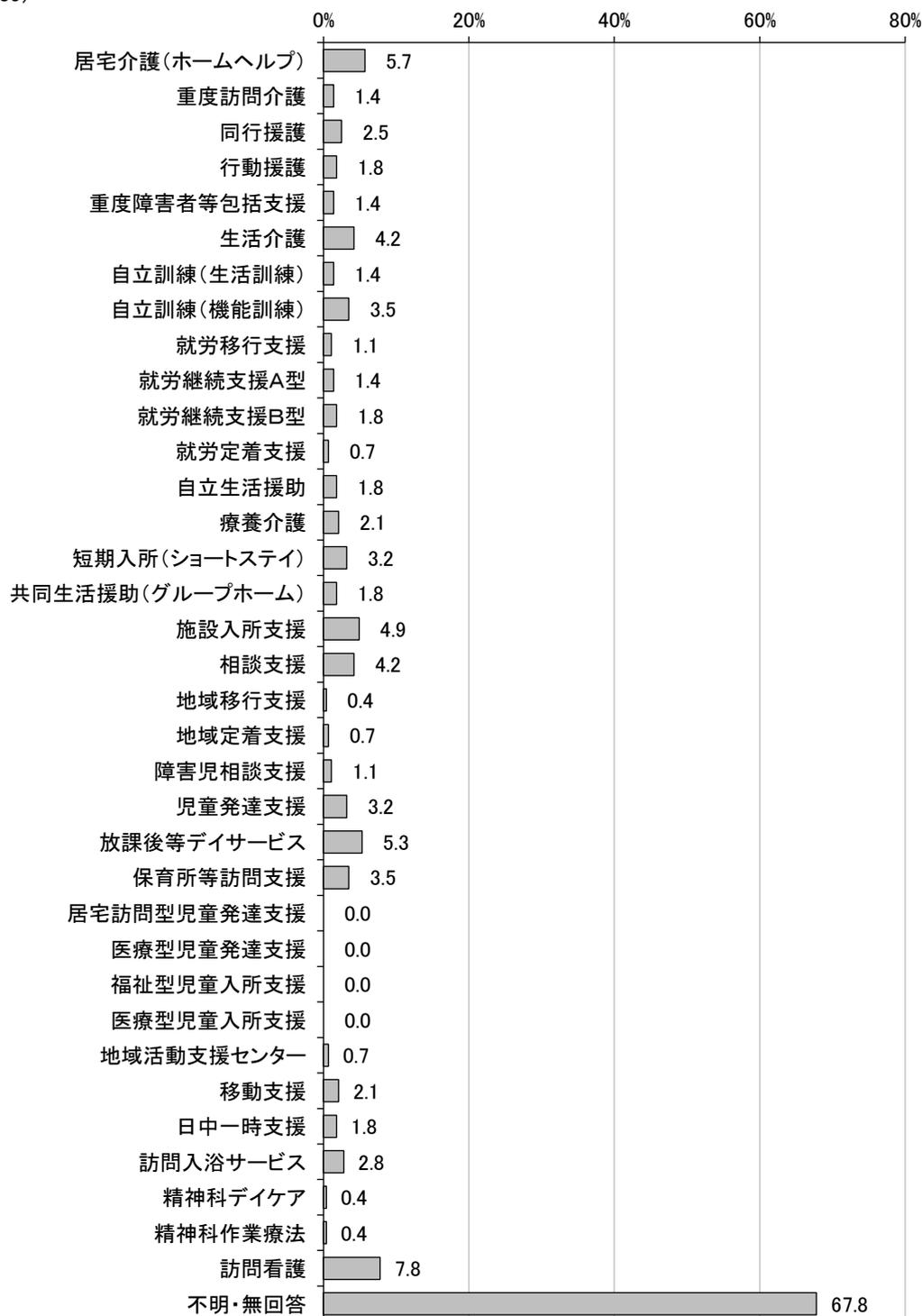
	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	通所施設や保育所、認定こども園、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	役場などの行政機関の相談窓口	その他	不明・無回答
全体(n=283)	9.9	2.8	4.6	4.2	7.8	2.1	9.2
身体(n=194)	12.9	3.6	0.5	1.0	8.2	1.5	8.2
療育(n=30)	3.3	3.3	6.7	20.0	3.3	3.3	10.0
精神(n=21)	9.5	0.0	0.0	0.0	23.8	4.8	14.3
不明・無回答(n=51)	2.0	2.0	19.6	7.8	5.9	2.0	11.8

(6) 障害福祉サービス等の利用について

今後の障害福祉サービスの利用意向についてみると、「訪問看護」が7.8%と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が5.7%となっています。

■今後の障害福祉サービスの利用意向（問24）全体

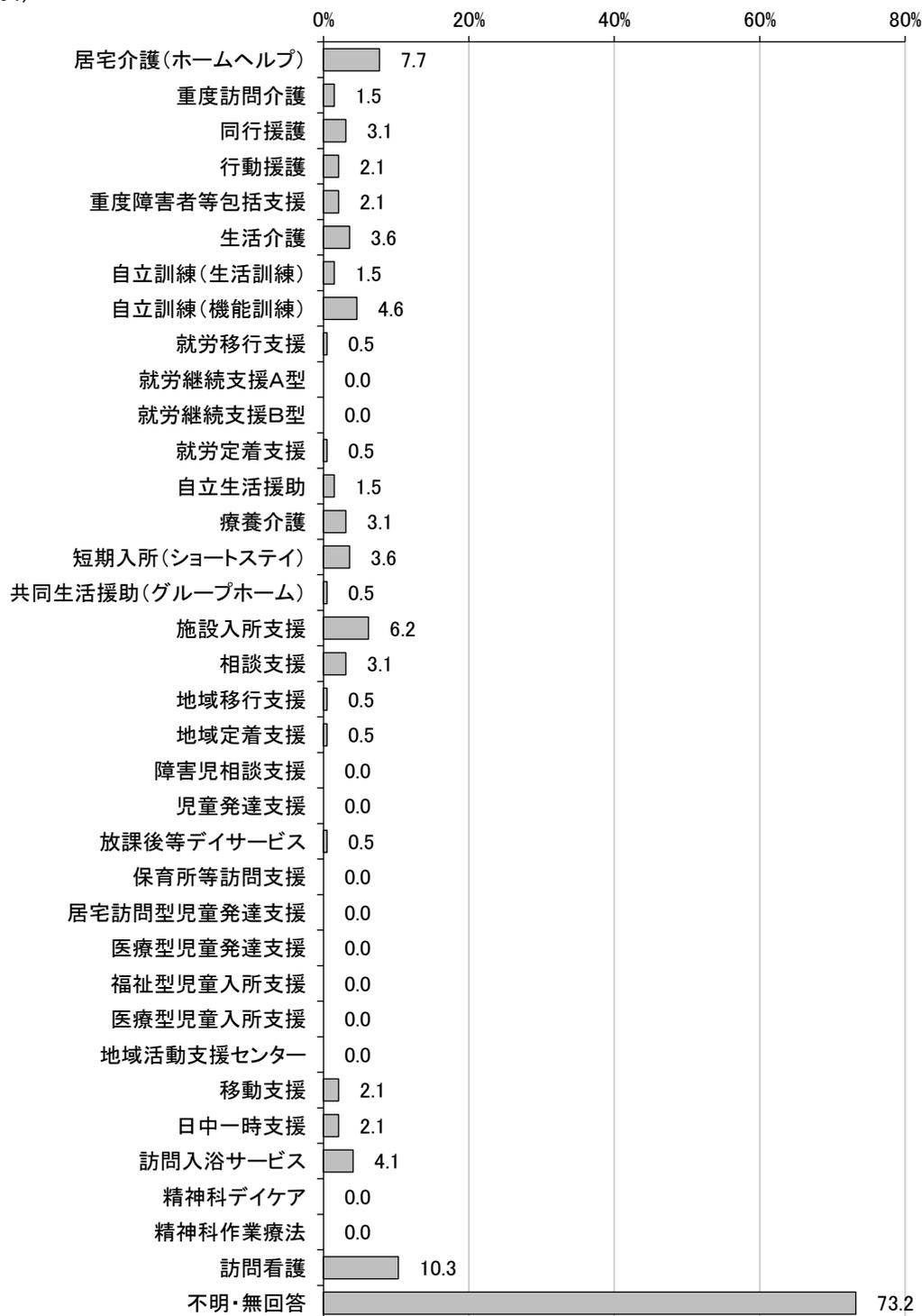
全体(n=283)



障がい別でみると、身体では、「訪問看護」が 10.3%と最も多く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が 7.7%となっています。

■今後の障害福祉サービスの利用意向（問 24）身体

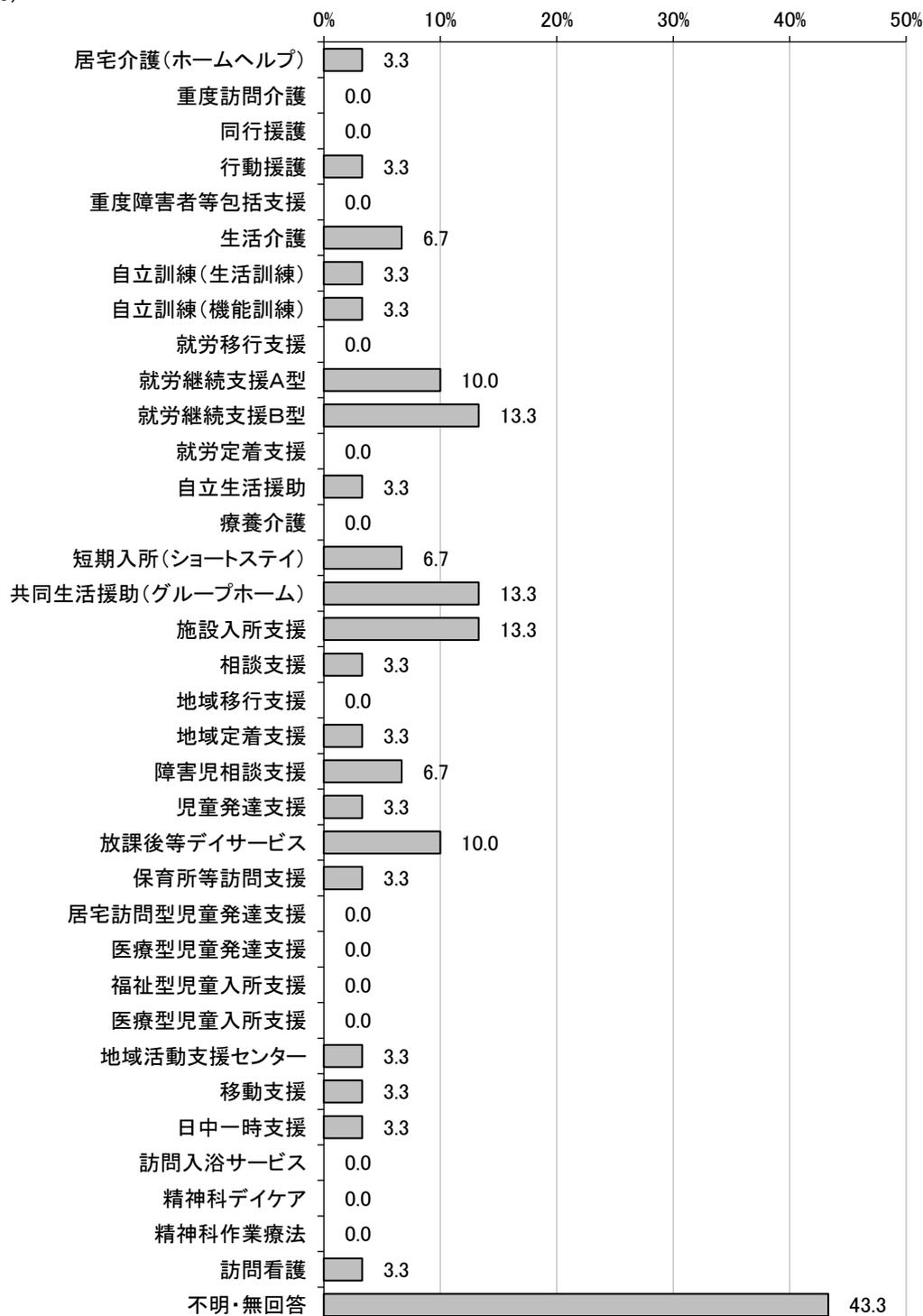
身体(n=194)



障がい別でみると、療育では、「就労継続支援B型」「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」が13.3%と最も多くなっています。

■今後の障害福祉サービスの利用意向（問24）療育

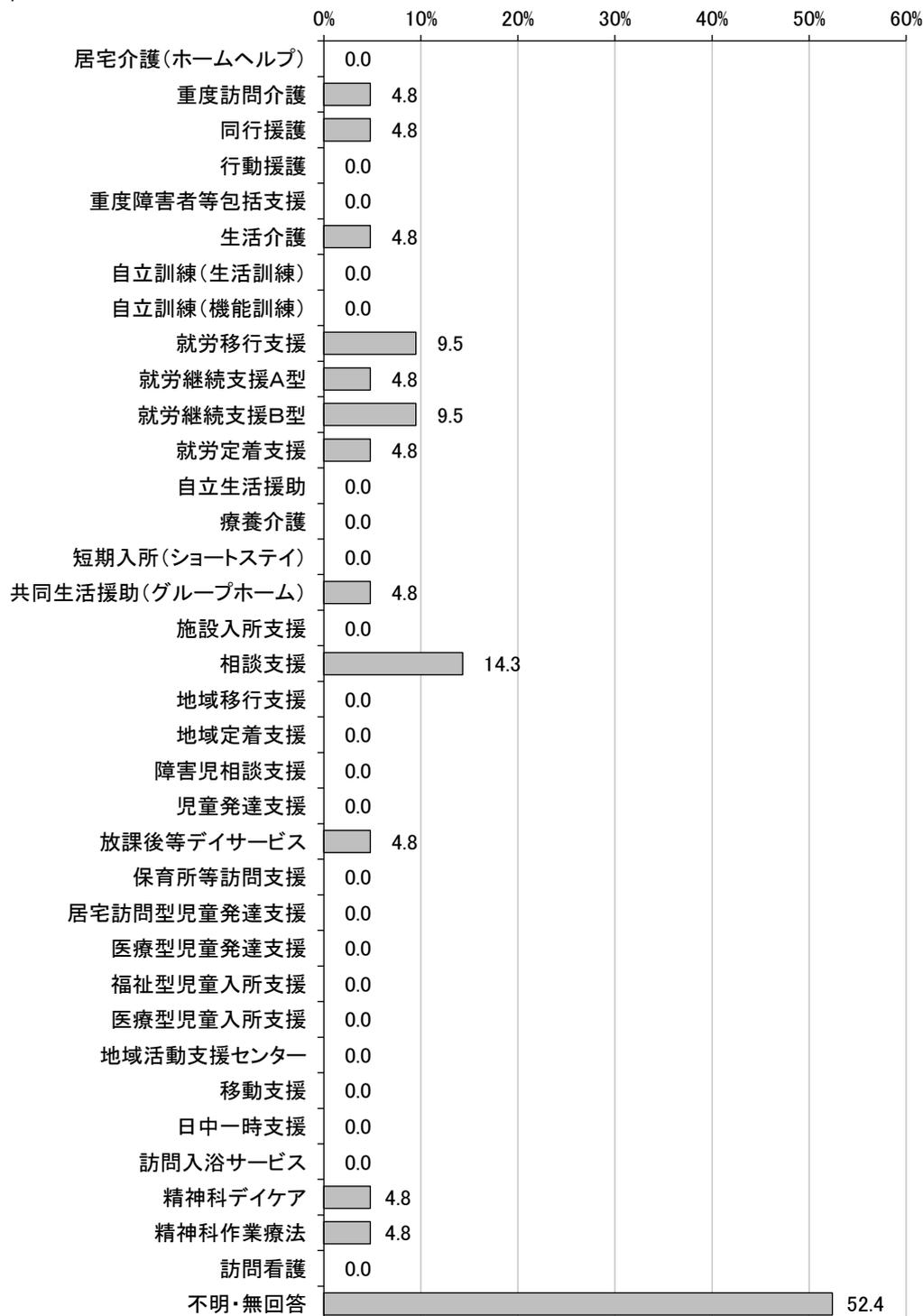
療育(n=30)



障がい別で見ると、精神では、「相談支援」が14.3%と最も多く、次いで「就労移行支援」「就労継続支援B型」が9.5%となっています。

■今後の障害福祉サービスの利用意向（問24）精神

精神(n=21)

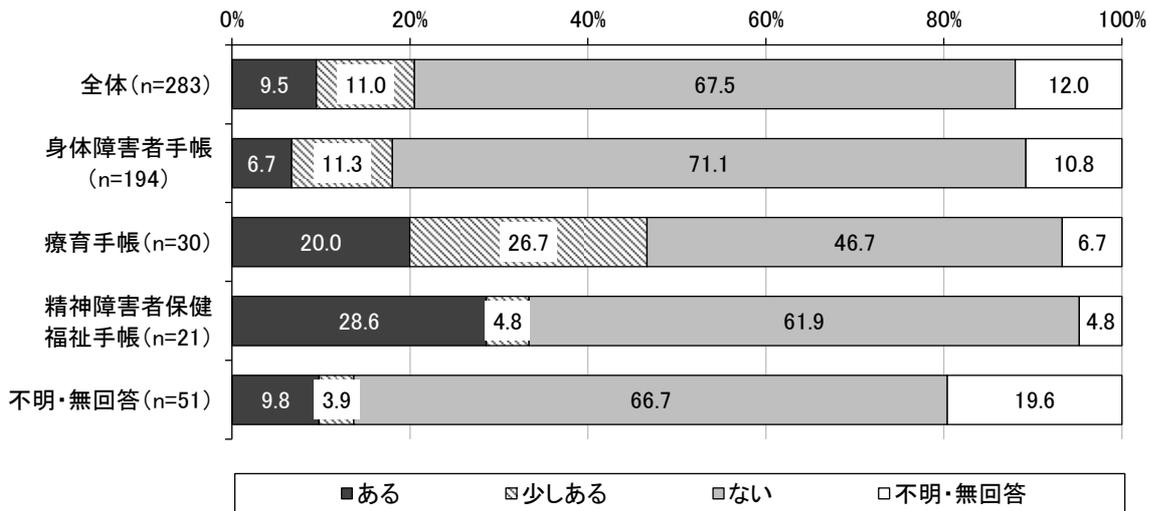


(7) 権利擁護・障がい者差別解消について

障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをする(した)経験についてみると、「ない」が67.5%と最も多く、次いで「少しある」が11.0%となっています。

差別や嫌な思いをしたことがある人(「ある」+「少しある」)を障がい別で見ると、身体では18.0%にとどまっていますが、療育では46.7%、精神では33.4%となっています。

■障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをする(した)経験(問28)



差別を受けたり、嫌な思いをした場面についてみると、「外出中」が 29.3%と最も多く、次いで「学校・仕事場」「住んでいる地域」が 24.1%となっています。

障がい別でみると、身体では「外出中」、療育、精神では「学校・仕事場」がそれぞれ最も多くなっています。

■差別を受けたり、嫌な思いをした場面（問 29）

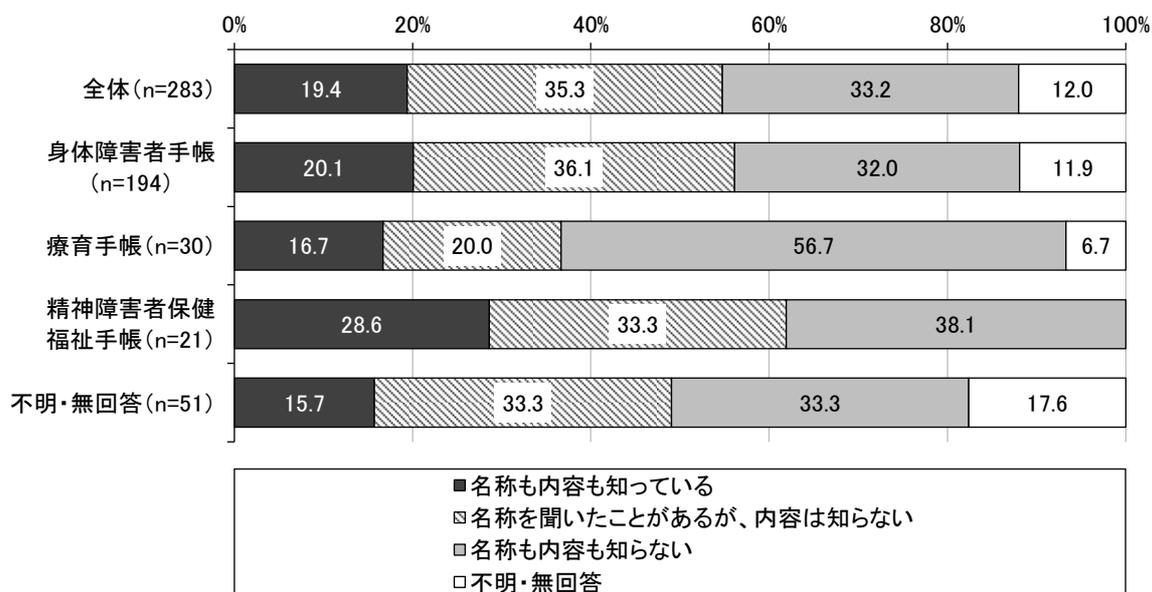
	学校・仕事場	仕事を探するとき	外出中	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関
全体(n=283)	24.1	8.6	29.3	19.0	15.5
身体(n=194)	20.0	5.7	40.0	22.9	17.1
療育(n=30)	28.6	7.1	14.3	14.3	7.1
精神(n=21)	57.1	28.6	14.3	0.0	28.6
不明・無回答(n=51)	28.6	0.0	14.3	14.3	14.3

	住んでいる地域	入所施設や通所施設	その他	不明・無回答
全体(n=283)	24.1	6.9	12.1	6.9
身体(n=194)	25.7	11.4	5.7	5.7
療育(n=30)	14.3	0.0	28.6	14.3
精神(n=21)	42.9	0.0	0.0	0.0
不明・無回答(n=51)	14.3	0.0	28.6	0.0

成年後見制度の認知度についてみると、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 35.3%と最も多く、次いで「名称も内容も知らない」が 33.2%となっています。

障がい別でみると、「名称も内容も知らない」が身体では 32.0%、療育では 56.7%、精神では 38.1%となっています。

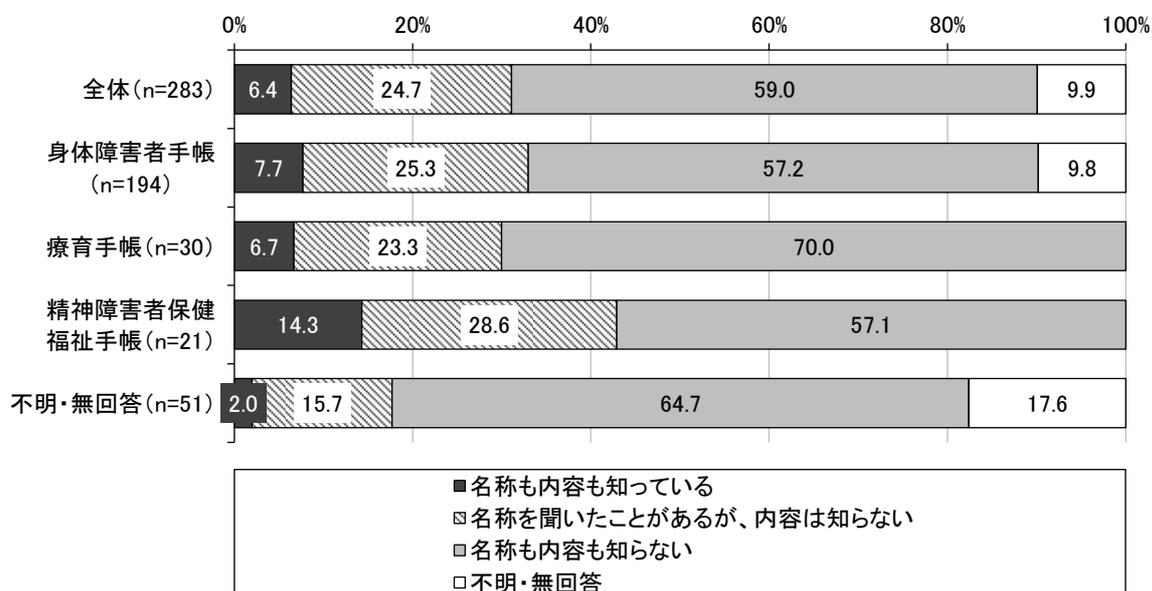
■成年後見制度の認知度（問 31）



障害者差別解消法の認知度についてみると、「名称も内容も知らない」が 59.0%と最も多く、次いで「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 24.7%となっています。

障がい別でみると、「名称も内容も知らない」が身体では 57.2%、療育では 70.0%、精神では 57.1%となっています。

■障害者差別解消法の認知度（問 32）

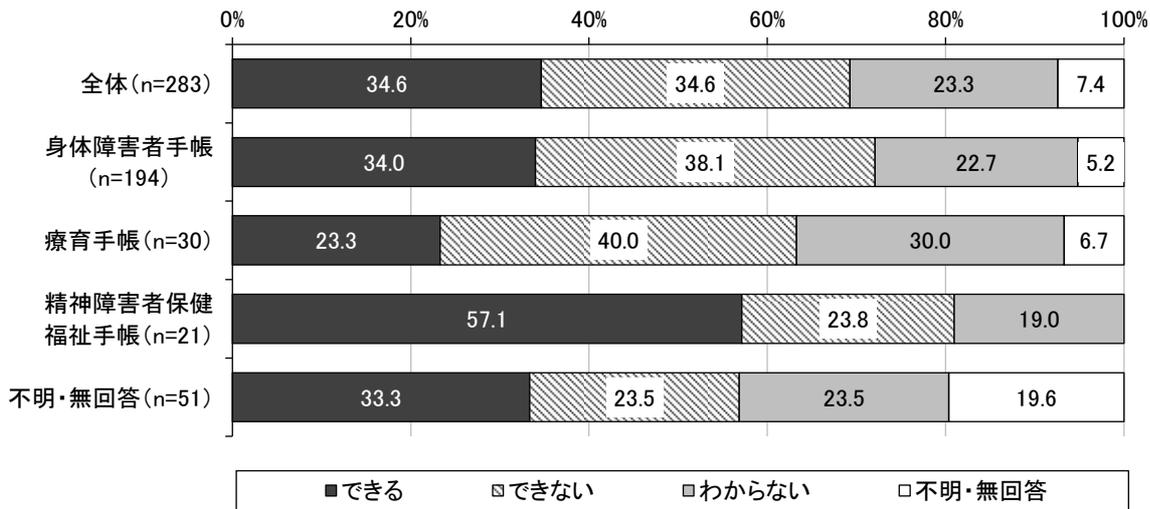


(8) 災害時の避難等について

災害時にひとりで避難できるかについてみると、「できる」「できない」がともに34.6%となっています。

避難に不安がある人（「できない」＋「わからない」）を障がい別で見ると、身体では60.8%、療育では70.0%、精神では42.8%となっています。

■災害時にひとりで避難できるか（問34）



災害時に困ることについてみると、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が45.9%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が44.5%となっています。

障がい別でみると、身体、療育では「安全なところまで、迅速に避難することができない」、精神では「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」がそれぞれ最も多くなっています。

■災害時に困ること（問35）

	投薬や治療が受けられない	補装具や日常生活用具の使用が困難になる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない
全体(n=283)	35.7	12.0	13.4	45.9	15.5
身体(n=194)	40.2	14.9	11.9	50.5	16.0
療育(n=30)	16.7	23.3	33.3	53.3	26.7
精神(n=21)	47.6	9.5	9.5	23.8	19.0
不明・無回答(n=51)	21.6	2.0	13.7	35.3	11.8

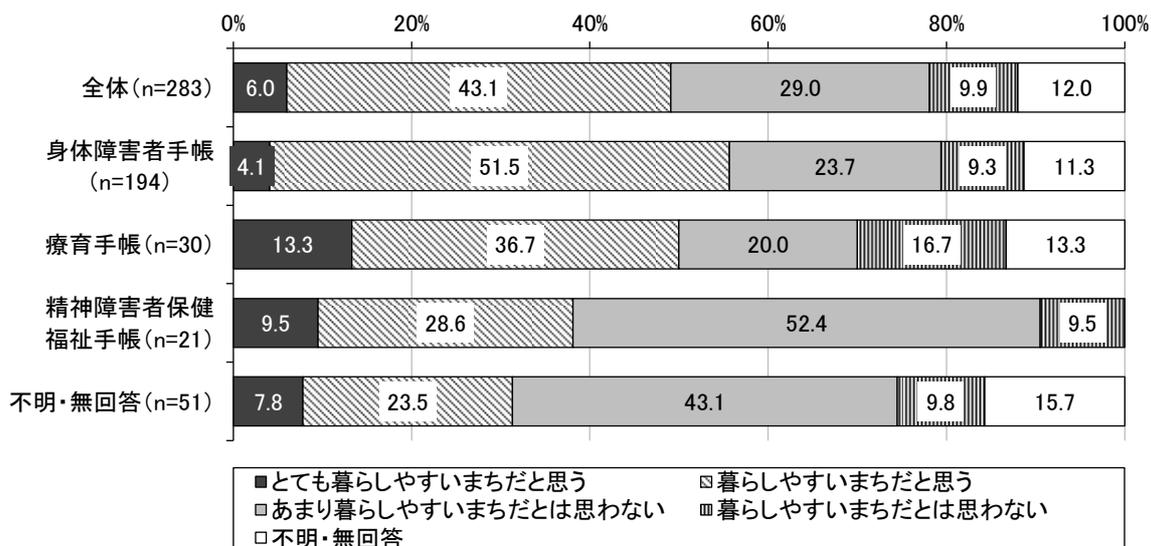
	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安	その他	特に困ることはない	不明・無回答
全体(n=283)	15.9	44.5	2.8	13.1	8.1
身体(n=194)	11.3	49.5	2.1	10.3	8.2
療育(n=30)	40.0	40.0	3.3	16.7	3.3
精神(n=21)	33.3	47.6	4.8	19.0	0.0
不明・無回答(n=51)	21.6	35.3	5.9	17.6	11.8

(9) 暮らしやすさや将来の生活について

高浜町は障がい者にとって暮らしやすいまちかについてみると、「暮らしやすいまちだと思う」が43.1%と最も多く、次いで「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」が29.0%となっています。

暮らしやすいと感じている人（「とても暮らしやすいまちだと思う」+「暮らしやすいまちだと思う」）を障がい別でみると、身体では55.6%、療育では50.0%、精神では38.1%となっています。

■高浜町は障がい者にとって暮らしやすいまちか（問36）



スマートフォンなどの所持状況についてみると、「スマートフォン」が46.3%と最も多く、次いで「持っていない」が25.8%となっています。

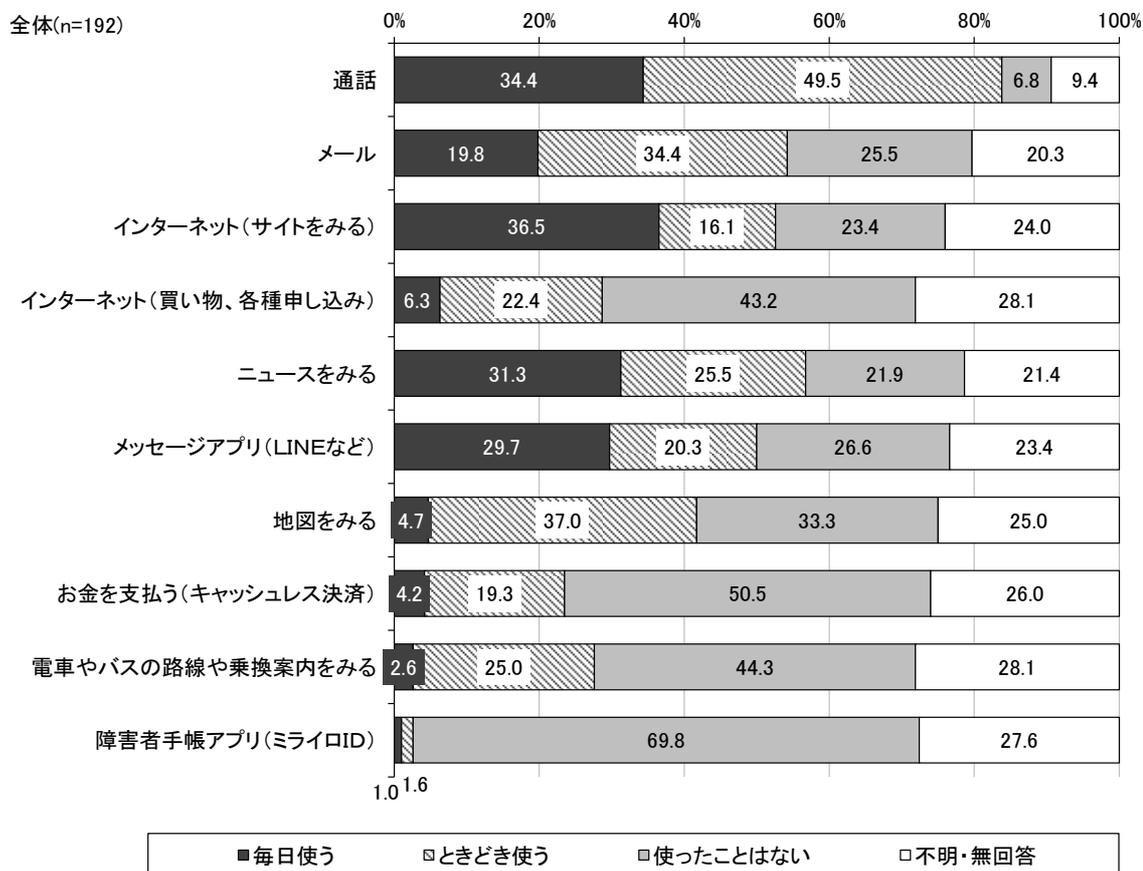
障がい別でみると、すべての手帳で「スマートフォン」が最も多くなっています。また、療育では「持っていない」が43.3%と他よりも多くなっています。

■スマートフォンなどの所持状況（問38）

	スマートフォン	タブレット	携帯電話 (ガラケー)	パソコン	持っていない	不明・無回答
全体 (n=283)	46.3	9.9	20.5	15.2	25.8	6.4
身体 (n=194)	44.3	4.6	24.2	13.9	25.3	6.7
療育 (n=30)	46.7	13.3	6.7	3.3	43.3	0.0
精神 (n=21)	66.7	23.8	19.0	38.1	9.5	4.8
不明・無回答 (n=51)	47.1	21.6	11.8	13.7	27.5	7.8

スマートフォンなどの機能の使用状況についてみると、インターネット（サイトをみる）では「毎日使う」が36.5%と最も高くなっています。障害者手帳アプリ（ミライロID）では「使ったことはない」が69.8%と最も多くなっています。

■スマートフォンなどの機能の使用状況（問 39）



将来の生活に対する不安についてみると、「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」が40.3%と最も多く、次いで「経済的に安定した生活を送ることができるか」が36.7%となっています。

障がい別でみると、身体、療育では「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」、精神では「経済的に安定した生活を送ることができるか」がそれぞれ最も多くなっています。

■将来の生活に対する不安（問42）

	家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか	必要な福祉サービスを受けられるか	福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか	住む(生活する)ところを確保できるか	経済的に安定した生活を送ることができるか	就業・就学先を確保できるか	いざというときの相談相手を持つことができるか
全体(n=283)	40.3	30.7	31.8	12.7	36.7	8.5	19.8
身体(n=194)	39.2	30.9	34.5	7.7	30.9	3.1	16.0
療育(n=30)	56.7	40.0	30.0	33.3	46.7	20.0	30.0
精神(n=21)	42.9	28.6	33.3	42.9	71.4	19.0	42.9
不明・無回答(n=51)	35.3	25.5	21.6	13.7	41.2	19.6	19.6

	健康を維持できるか(二次的障がいのおそれ)	障がいが行進するのではないか	生きがいを見つけることができるか	その他	特に不安はない	不明・無回答
全体(n=283)	33.6	18.7	15.5	2.1	9.9	10.2
身体(n=194)	34.5	22.2	9.8	1.0	11.3	9.8
療育(n=30)	30.0	10.0	13.3	6.7	10.0	6.7
精神(n=21)	23.8	14.3	33.3	4.8	9.5	9.5
不明・無回答(n=51)	37.3	9.8	27.5	2.0	7.8	15.7

主な介助者についてみると、「配偶者（あなたの妻または夫）」が23.7%と最も多く、次いで「子」が17.7%となっています。

障がい別でみると、身体では「配偶者（あなたの妻または夫）」、療育では「母」、精神では「母」「介助者はいない」がそれぞれ最も多くなっています。

■主な介助者（問43）

	配偶者(あなたの妻または夫)	父	母	子	子の配偶者	1～5以外の家族・親せき
全体(n=283)	23.7	1.8	10.6	17.7	2.8	3.2
身体(n=194)	29.9	2.1	5.2	24.2	3.6	3.6
療育(n=30)	3.3	3.3	36.7	0.0	0.0	3.3
精神(n=21)	19.0	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0
不明・無回答(n=51)	13.7	0.0	11.8	5.9	2.0	2.0

	ホームヘルパー	介助者はいない	特に決まっていない	ボランティア	その他	不明・無回答
全体(n=283)	1.4	12.0	5.7	0.0	7.8	13.4
身体(n=194)	1.0	6.7	5.2	0.0	6.7	11.9
療育(n=30)	0.0	3.3	3.3	0.0	23.3	23.3
精神(n=21)	0.0	28.6	0.0	0.0	9.5	14.3
不明・無回答(n=51)	3.9	27.5	9.8	0.0	3.9	19.6

介助する上での悩みや問題についてみると、「将来自分が介護できなくなることに対する不安」が29.6%と最も多く、次いで「体力的にきつい」が27.2%となっています。

障がい別でみると、身体では「体力的にきつい」、療育、精神では「将来自分が介護できなくなることに対する不安」がそれぞれ最も多くなっています。

■介助する上での悩みや問題（問47）

	自分の時間が持てない	体力的にきつい	精神的に疲れる	他に介護者がいない	家事や他の家族の世話が十分にできない	近所づきあいや地域の人との交流などができない
全体(n=283)	17.2	27.2	26.6	23.1	14.2	5.3
身体(n=194)	18.0	29.3	24.1	23.3	16.5	5.3
療育(n=30)	0.0	14.3	0.0	14.3	14.3	0.0
精神(n=21)	0.0	10.0	40.0	40.0	0.0	0.0
不明・無回答(n=51)	27.8	27.8	50.0	22.2	11.1	11.1

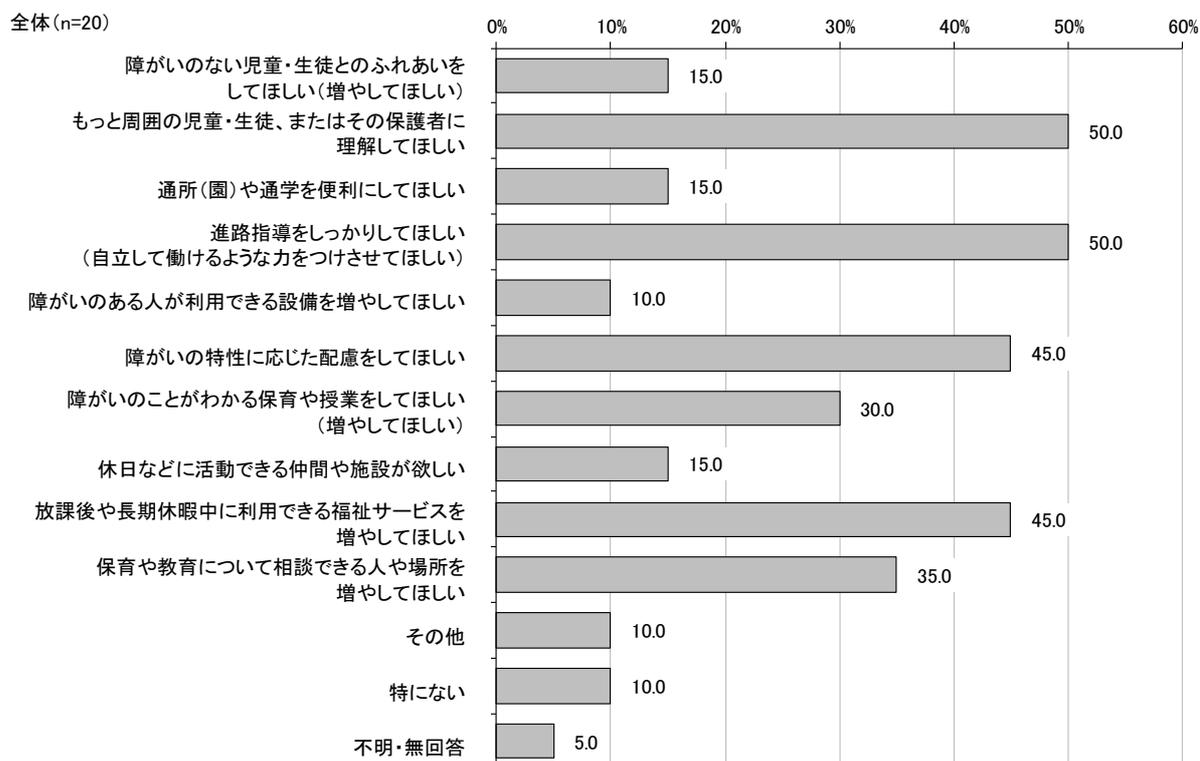
	経済的な負担が大きい	身近に相談できる人がいない	近くに利用できる福祉施設がない	近くに医療機関がなく緊急時の対応が心配	介護の仕方がよくわからない	歯科診療や眼科診療など、障がいと関係のない診療を受けさせにくい
全体(n=283)	14.2	5.9	3.0	4.1	3.6	4.7
身体(n=194)	15.8	6.0	2.3	2.3	3.8	3.0
療育(n=30)	7.1	7.1	21.4	0.0	0.0	7.1
精神(n=21)	10.0	10.0	0.0	20.0	10.0	0.0
不明・無回答(n=51)	5.6	0.0	0.0	11.1	0.0	16.7

	介護をする側と受ける側の意思疎通が難しい	介護者にとって心の支えがない	将来自分が介護できなくなることに対する不安	その他	不明・無回答
全体(n=283)	6.5	3.0	29.6	6.5	31.4
身体(n=194)	6.0	3.0	25.6	7.5	34.6
療育(n=30)	0.0	0.0	42.9	0.0	14.3
精神(n=21)	10.0	10.0	50.0	0.0	30.0
不明・無回答(n=51)	11.1	0.0	27.8	5.6	16.7

(10) 教育・保育について

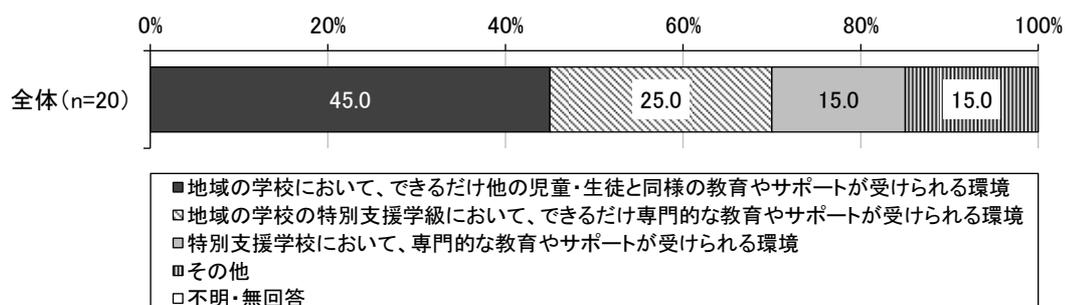
保育や教育に必要なことについてみると、「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」が50.0%と最も多くなっています。

■保育や教育に必要なこと（問50）



望ましい就学環境についてみると、「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」が45.0%と最も多く、次いで「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが受けられる環境」が25.0%となっています。

■望ましい就学環境（問51）



(11) 障がい福祉全般について

地域で安心して生活していくために必要な取り組みについてみると、「家族などの急な体調不良などに対応できる、緊急時の受け入れ体制」が54.8%と最も多く、次いで「移動手段の充実やタクシー助成券の交付など移動に関する負担の軽減」が41.0%となっています。

障がい別でみると、身体、療育では「家族などの急な体調不良などに対応できる、緊急時の受け入れ体制」、精神では「障がい者が安心して就労するための相談・訓練体制」「障がいがある方もない方も、双方が参加し交流できるようなイベントや講演会などの開催」「移動手段の充実やタクシー助成券の交付など移動に関する負担の軽減」がそれぞれ最も多くなっています。

■地域で安心して生活していくために必要な取り組み（問52）

	24時間365日 相談を受けられること	家族などの急な体調不良などに対応できる、緊急時の受け入れ体制	成年後見制度に関する相談や必要な手続きを代わりに行う仕組み	医療的ケアが必要な障がい者児が通所や短期入所できる体制	災害などが発生したときに、障がい者児が安心して過ごせる仕組み	障がい者が安心して就労するための相談・訓練体制	障がいがある方もない方も、双方が参加し交流できるようなイベントや講演会などの開催
全体(n=283)	27.9	54.8	14.1	20.8	35.0	19.8	13.8
身体(n=194)	30.9	61.3	13.9	24.2	37.6	14.4	10.8
療育(n=30)	23.3	56.7	26.7	20.0	50.0	36.7	26.7
精神(n=21)	23.8	28.6	19.0	4.8	28.6	33.3	33.3
不明・無回答(n=51)	23.5	43.1	7.8	11.8	23.5	23.5	11.8

	視覚障がいに配慮した歩道や公園、施設などの整備	聴覚障がい・言語障がいに配慮した設置手話通訳者などの配置	移動手段の充実やタクシー助成券の交付など移動に関する負担の軽減	その他	特になし	不明・無回答
全体(n=283)	15.9	11.7	41.0	2.5	8.1	15.9
身体(n=194)	14.9	10.8	43.3	1.0	7.7	16.5
療育(n=30)	23.3	16.7	43.3	3.3	10.0	3.3
精神(n=21)	28.6	23.8	33.3	14.3	9.5	19.0
不明・無回答(n=51)	11.8	5.9	31.4	2.0	5.9	19.6

6. 関係団体ヒアリングからみる現状

■課題

- 新規の会員が入ってこない
- 会員の高齢化
- 活動しようと思っても、参加してくれる人がいない
- 参加者の足の便が悪い

■障がいのある人から受けた相談や困りごと

- 高浜小学校の信号機が少し高く、見づらい
- 信号機に音をつけてほしい

■町の障がい福祉に対するご意見

- 高浜町も障がい者の就労支援を高めてほしい

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害者基本法の基本的な考え方である以下の基本理念および基本目標を本計画においても継承し、障がい者福祉施策のより一層の充実に取り組んでいきます。

【基本理念】

「ノーマライゼーション※」およびその実現を支える「ソーシャル・インクルージョン※」の理念のもと、障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支えあいながら、一人ひとりが地域社会の一員として心豊かに暮らすことができる共生のまちをめざします。

※ノーマライゼーション…障がいのある人もない人もお互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

※ソーシャル・インクルージョン…社会的包含、自立生活上何らかの支援を必要としている人々を、社会の構成員として社会連帯の中に包み込み、健康で文化的な生活が営めるようにしようとする考え方

2. 基本目標

障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を除去するために、個々の障がいのある人の困難さを解消する多様な支援の充実に努め、心豊かな暮らしを支えるきめ細やかな障がい福祉のまちをめざします。

【基本目標】

心豊かな暮らしを支えるきめ細やかな障がい福祉のまち

3. 基本的な視点

(1) 社会のバリアフリー化の推進

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識にかかわる障壁等、あらゆる障壁（バリア）を取り除く（バリアフリーの推進）と同時に、新たなバリアが生じないよう環境を整えます。

その結果として、すべての住民にとって生活しやすいまちづくりを進めていきます。

(2) 利用者本位の支援

ライフステージのすべての段階において、障がいのある人が自ら選択・決定することができるように、次のことに取り組みます。

○保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野において、個人の生活ニーズに合わせた複数のサービスを適切に結びつけながら、必要となる多様な支援を行います。

○支援のための政策、施策等の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む住民の主体的な参加を推進します。

(3) 「地域共生社会」の実現をめざす

国は、「地域共生社会の実現」をめざしています。地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。こうした社会を通じて、だれもが安心して地域で生活できる状態の実現をめざします。

4. 基本方針

(1) 訪問系サービスの充実

食事や入浴、外出等の日常生活を支援する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）について、事業の拡充や人材育成の推進等、サービス提供基盤の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービスの充実

職業訓練や就労支援等、社会的自立に向けた活動を支援する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、就労選択支援、療養介護、短期入所）について、利用者にあわせた活動や訓練の場の確保に努めます。

(3) 地域生活支援事業の推進

障がいのある人が自立した日常生活を送る上で、一人ひとりの意思に可能な限り応えられるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等）の充実に努めます。

(4) 地域生活移行の推進

障がいのある人に対する住まいの場や日常生活上の介護支援等を提供する居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助）については、増加するニーズに対応するため、支援体制の充実および他サービスとの連携を含めた提供体制を推進します。

また、地域における生活に移行し、安定的な生活を送ることができるよう、相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）の充実に努めます。さらには、圏域での取り組みとして、地域生活支援拠点等の整備と機能の充実に努めます。

(5) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの健やかな育ちを支援する障害児福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置）について、医療的ケアを必要とする子どもへの支援事業と併せて、高浜町こども家庭センターkurumu や保育所等の関係機関が適切に連携した切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(6) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(7) 依存症対策の推進

アルコール、薬物およびギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解および偏見を解消するための普及啓発等、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症患者等およびその家族に対する支援を行います。

第4章 第7期障害福祉計画

1. 2026年度（令和8年度）の数値目標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ○2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○2026年度（令和8年度）末時点の施設入所者数を2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
--------	---

■目標設定の考え方

地域移行者数については、2022年度（令和4年度）末時点での施設入所者数は21人となっているため、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される人数を2人（6%以上が移行）として設定します。

施設入所者数については、2022年度（令和4年度）末時点での施設入所者数が21人となっていることを踏まえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて2人減少とし19人（5%以上削減）として設定します。

指標	2022年度 （令和4年度） 施設入所者数	2026年度 （令和8年度） 目標
施設入所者の地域生活への移行者数	21人	2人
施設入所者数		19人

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ○2026年度（令和8年度）末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ○精神病床における早期退院率に関して、入院後3カ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6カ月時点の退院率については84.5%以上および入院後1年時点の退院率については91.0%とすることを基本とする。 ○保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催 ○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施
--------	---

■目標設定の考え方

精神障がい者の退院後の地域における生活日数等については、福井県が目標の設定を行うため、町では設定をしません。若狭圏域（高浜町、おおい町、小浜市および若狭町）の保健、医療、福祉関係者による「精神保健福祉連絡会」を協議の場とし、目標の設定および評価の実施に努めながら、精神障がいにも対応した包括的な連携による支援体制を構築していくための取り組みを推進します。

指標	2022年度 (令和4年度) 実績	2026年度 (令和8年度) 目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	—	実施

※目標の設定および評価は今回からの項目であるため、令和4年度実績は「—」としています。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針	<p>○2026年度（令和8年度）末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。</p> <p>○各市町村または圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
--------	---

■目標設定の考え方

障がいのある人の地域生活を支援する機能を担う地域生活支援拠点等については、高浜町、おおい町、小浜市、若狭町および美浜町までの圏域での面的整備により設置済みであり、年1回以上運用状況の検証および検討を実施します。

コーディネーターについては、圏域において支援体制の構築を進めます。

強度行動障がい者を有する者への支援体制の整備についても、圏域において支援体制の構築を進めます。

指標	2022年度 (令和4年度) 実績	2026年度 (令和8年度) 目標
地域生活支援拠点等の整備数	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	無	実施
コーディネーターの配置	無	検討
強度行動障がい有する者への支援体制の整備	無	検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	<p>○2026年度(令和8年度)中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を2021年度(令和3年度)実績の1.28倍以上にすることを基本とする。</p> <p>うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍以上 就労継続支援A型事業を通じた移行者数：1.29倍以上 就労継続支援B型事業を通じた移行者数：1.28倍以上</p> <p>○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労定着支援事業の利用者数については、2021年度(令和3年度)の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p>
--------	--

■目標設定の考え方

福祉施設から一般就労への移行者数については、2021年度(令和3年度)末時点の移行者数は1人となっていますが、本計画における目標値は、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者2人、就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者1人、就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者1人の合算値である4人として設定します。

一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合については、町内に就労移行支援事業所がないため、本計画中での目標設定は難しいと判断し、2026年度(令和8年度)時点では設定しません。

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者および就労定着率については、嶺南地域に就労定着支援事業を実施している事業所がないため、本計画中での目標設定は難しいと判断し、2026年度(令和8年度)時点では設定しません。

指標	2021年度 (令和3年度) 実績	2026年度 (令和8年度) 目標
就労移行支援事業等※を通じて 一般就労に移行する者	1人	4人
うち就労移行支援事業を通じて 一般就労に移行する者	1人	2人
うち就労継続支援A型事業を 通じて一般就労に移行する者	0人	1人
うち就労継続支援B型事業を 通じて一般就労に移行する者	0人	1人
一般就労移行者の割合が5割以上の 就労移行支援事業所の割合	—	無
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 のうち就労定着支援事業を利用する者	無	無
就労定着支援事業の就労定着率	無	無

※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	<p>○2026年度（令和8年度）末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p>○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
--------	---

■目標設定の考え方

基幹相談支援センターについては、圏域で設置済みです。

基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保を図ります。また、本指標については随時、指導・助言・支援等を実施していることから、数値目標を設定することは適当ではないと判断しました。

指標	2022年度 (令和4年度) 実績	2026年度 (令和8年度) 目標
基幹相談支援センターの設置	設置	設置
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催(回数/年)	103回	実施
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成への支援を実施(件数/年)	15件	実施
基幹相談支援センターを中心に地域の相談機関との連携強化の取組の実施(回数/年)	39回	実施

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	○2026年度(令和8年度)末までに、都道府県および市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
--------	--

■目標設定の考え方

障害福祉サービス等の質の向上を図るために県が実施する各種研修へ参加し、障害自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して事業所や関係自治体等と共有するように努めます。

指標	2022年度 (令和4年度) 実績	2026年度 (令和8年度) 目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加(人数)	0人	1人
障害自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施(回数)	0回	1回

2. 障害福祉サービスの見込量

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとに、必要量の見込およびその見込量を確保するための方策を定めます。

（1）訪問系サービスの見込量と確保方策

訪問系サービスは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」をさします。

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名	内容
居宅介護	障害支援区分1以上（児童はこれに相当する心身の状態）の人に、自宅で入浴・排泄・食事等の介助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分4以上であって、二肢以上の麻痺等の重度の障がいがあるなど、常に介護が必要な人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動・外出に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上の人等が対象となります。
行動援護	障害支援区分3以上（児童はこれに相当する心身の状態）であって、知的または精神の障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（児童はこれに相当する心身の状態）であって、意思疎通困難や四肢麻痺で寝たきり（気管切開・人工呼吸器使用者または最重度知的障がい者）等、常に介護が必要な人の中でも、特にその介護の必要性が高い場合に、居宅介護やその他複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

■見込量

サービス名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
居宅介護	時間/月	76	76	76
	人/月	11	11	11
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	4	4	4
	人/月	1	1	1
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

■サービス見込量の考え方

十分な供給量を見込んでおくことを前提とし、前期計画期間（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））における利用実績や増加率、新規サービス利用申請（同行援護）を踏まえ、本計画におけるサービス見込量を算出しています。

■見込量確保のための方策

支援者の高齢化により、今後も利用ニーズが高まることが予想されるため、そのニーズを的確に把握し、相談支援事業所とも連携を図っていきます。

65歳以上のサービス利用者においては、障がい特性や生活状況に応じたサービスを提供するため、介護保険制度と障害福祉サービスを組み合わせながらサービスの質が低下することがないように努めます。

(2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

日中活動系サービスは、「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所（ショートステイ）」があります。また、今期から就労選択支援が追加されています。

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	内容
生活介護	障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）で常に介護が必要な人に、施設での入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供等を行い、障がいのある人がいきいきとした生活を送れるよう支援します。
自立訓練 （機能訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人、また、特別支援学校を卒業し、継続した通院により、症状が安定している人に対し、障がい者支援施設やサービス事業所において、入浴、排泄および食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。
就労移行支援	65歳未満の就労等を希望する人に、一定期間における生産活動、求職活動や職場体験等の機会の提供および就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 （A型）	サービス利用開始時に65歳未満で、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、就労への訓練等の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 （B型）	次の人を対象として、就労に必要な訓練や生産活動の機会を提供し、就労への移行に向けた支援を行います。 ア. 就労経験がある人で、年齢や体力の面で企業等に雇用されることが困難となった人 イ. 就労移行支援や就労継続支援（A型）を利用した人で、企業等の雇用に結びつかなかった人 ウ. ア、イに該当しない人で、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

サービス名	内容
就労選択支援 〔新設〕	利用する人の能力や希望、配慮事項を事前に把握し、個人のニーズに応じて就労先を選択できるよう支援を行います。
療養介護	病院への長期入院による医療を必要とし、常時介護が必要な人であって、障害支援区分6の気管切開に伴う人工呼吸器を使用している人、障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重度心身障がいのある人を対象として、医療機関での機能訓練や療養上の管理・看護・介護を行います。
短期入所 (ショートステイ)	障害支援区分1以上（児童はこれに相当する心身の状態）の人に、短期入所サービスを提供し、介助者の介護負担の軽減を図り、介助者の疾病時や不在時に対応できるよう支援します。

■見込量

サービス名	単位	2024年度	2025年度	2026年度
		(令和6年度)見込	(令和7年度)見込	(令和8年度)見込
生活介護	人日/月	695	714	734
	人/月	36	37	38
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	17	17	17
	人/月	1	1	1
就労移行支援	人日/月	43	43	64
	人/月	2	2	3
就労継続支援 (A型)	人日/月	214	214	214
	人/月	10	10	10
就労継続支援 (B型)	人日/月	339	353	386
	人/月	20	22	24
就労定着支援	人/月	0	0	0
就労選択支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	1	1	1
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	19	26	33
	人/月	3	4	5

■サービス見込量の考え方

十分な供給量を見込んでおくことを前提とし、前期計画期間（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））における利用実績や増加率を踏まえ、本計画におけるサービス見込量を算出しています。

就労定着支援は嶺南に事業所がなく、新設される就労選択支援については国においてサービス設計をしている段階であることからサービス利用を見込みませんが、これらのサービス利用を希望されたときに対応できるよう相談支援事業所等と連携を図っていきます。

■見込量確保のための方策

今後も利用者、利用量の増加が見込まれるため、相談支援事業所等と連携を図りながらサービス利用希望者を適切に把握するとともに、障がいの状態や希望に合わせてサービスを選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の整備に努めます。

就労支援については、嶺南障害者就業・生活支援センターひびきやジョブコーチ等、専門機関との連携を図りながら、ひとりでも多くの方が一般就労できるよう支援に取り組めます。

(3) 居住系サービスの見込量と確保方策

居住系サービスは、「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」「自立生活援助」があります。

■居住系サービスの種類と内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害支援区分1以下に該当する身体障がい(65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくは、これに準ずるものを利用したことがある人に限る。)、知的障がい、精神障がいのある人を対象に、地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主として夜間に共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。また対象については、障害支援区分2以上の人であっても、あえてサービスの利用を希望する場合、サービスを利用することが可能です。
施設入所支援	生活介護を受けている障害支援区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援を受けている人で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められている人、または地域の社会資源の状況やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴・排泄、食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

■見込量

サービス名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	14	14	14
施設入所支援	人/月	20	20	19
自立生活援助	人/月	0	0	0

■サービス見込量の考え方

共同生活援助（グループホーム）については、前期計画期間（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））における利用実績や増加率を踏まえ、本計画におけるサービス見込量を算出しています。

施設入所支援については、国の「施設入所者数」の数値目標の設定指針に従い、2026年度（令和8年度）末の施設入所者数を2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本として、サービス見込量を算出しています。

自立生活援助については、嶺南地域に自立生活援助事業を実施している事業所がなく、前期計画期間（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））における利用実績がないことから、本計画におけるサービス利用を見込みません。

■見込量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）の需要は高く、高齢で介護が必要となった親の家で暮らす利用者が50歳を過ぎてから共同生活援助（グループホーム）に入所する現状もあるため、サービス提供事業所や若狭地区障害児・者自立支援協議会とも連携を図りながら受入先の確保に努めていきます。

施設入所支援は、共同生活援助（グループホーム）を利用することが困難な障がいのある人の暮らしの場としての重要な役割をもちます。そのため、地域移行を促進しつつも、施設入所を必要とする障がいのある人が安心してサービス利用できるよう関係機関との連携に努めます。

(4) 相談支援の見込量と確保方策

相談支援は、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」をさします。

■相談支援の種類と内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がいのある人に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの多様な特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等対応に必要な便宜を供与します。

■見込量

サービス名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
計画相談支援	人/月	26	28	30
地域移行支援	人/月	1	1	2
地域定着支援	人/月	1	1	1

■サービス見込量の考え方

計画相談支援は利用が増加しているため、今後も増加を見込み、若狭地区障害児・者自立支援協議会や基幹相談支援センター等と連携し、サービスの充実を図ります。

地域移行支援については、国の「地域移行支援者数」の数値目標の設定指針に従い、2026（令和8年度）末までに、2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本として、サービス見込量を算出しています。

地域定着支援については、前期計画期間（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））における利用実績はありませんが、入所施設や精神病院等からの地域生活への移行を勘案し、本計画では1人を見込みます。

■見込量確保のための方策

施設入所者や精神科病院等での長期入院者において、地域生活への移行が進んでいないことが現状です。

今後も、障がいのある人の地域生活への移行および地域生活を安心して営むことができるよう、若狭地区障害児・者自立支援協議会や基幹相談支援センター等と連携を図りながら、地域移行支援や地域定着支援の利用を促進していきます。

3. 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がいのある人および障がいのある子どもが地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携を図りながら実施する事業です。市町村が行う必須事業として、「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」があります。

■サービス見込量の考え方

次の①～⑩の事業については、2021年度（令和3年度）からの利用実績より、過去の伸び率を基に今後のサービス見込量を算出しています。

①理解促進研修・啓発事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等への理解を深める研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

■見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■見込量確保のための方策

アンケート調査結果において障害者差別解消法の認知度が低かったことから、当法律の理解や周知に取り組めます。併せて、障がいの特性や障がいのある人への理解を深める講演会の開催、ホームページやパンフレット等を用いた広報活動等、地域住民に対する理解促進と意識啓発に努めていきます。（ヘルプマークの普及啓発および理解促進に対する周知等）

②自発的活動支援事業

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等の地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

■見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

■見込量確保のための方策

若狭地区障害児・者自立支援協議会の地域生活支援部会等を活用し、障がいのある人やその家族が情報交換できる交流活動への支援、ボランティアや見守り活動を通して、より多くの地域住民や関係団体が事業に積極的に参加できるよう努めます。

③相談支援事業

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人や障がいのある子どもの保護者または障がいのある人等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター等 市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置することにより、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	障がいのある人が、保証人がいないなどの理由により、賃貸契約による一般住宅等への入居が困難な場合に、入居に必要な調整等に係る支援を行い、障がいのある人の地域生活を支援します。

■見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
障害者相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

■見込量確保のための方策

障がいのある人の自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるように、基幹相談支援センター等での様々な障がい種別に対応した総合的な相談支援の充実に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない人や将来の判断能力の低下に不安を抱く人の権利や財産等を保護するため、財産管理に関する法律行為や福祉サービスの契約等の身上監護に関する法律行為をサポートする成年後見制度について、法定後見の審判等の申立て等について支援します。

■見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	1

■見込量確保のための方策

基幹相談支援センターや相談支援事業所等との連携を図り、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われ、成年後見制度における利用支援の内容等を障がいのある人にも分かりやすいようにホームページ等で周知を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	内容
成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対し、研修や安定的な経営のための組織体制の構築等の支援を行います。

■ 見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度) 見込	2025年度 (令和7年度) 見込	2026年度 (令和8年度) 見込
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	無	無	無

■ 見込量確保のための方策

成年後見制度法人後見支援事業において、体制の整備を進めるため若狭地区障害児・者自立支援協議会や福井県等と連携して取り組みます。

⑥ 意思疎通支援事業

事業名	内容
意思疎通支援 事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思の疎通を図ることに支障がある聴覚障がいのある人のために、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援による社会参加の促進を図ります。また手話通訳技能を有する者を配置し、相談や情報提供の支援を行います。

■ 見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度) 見込	2025年度 (令和7年度) 見込	2026年度 (令和8年度) 見込
意思疎通支援 事業	人/年	0	0	1

■ 見込量確保のための方策

必要なサービス提供体制を確保するとともに、障がいのある人にも分かりやすいようホームページ等による事業の周知を図り、サービス利用の促進に努めます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	住民を対象に、聴覚障がいのある人の生活や関連する福祉制度の理解を深め、日常生活に必要な手話技術の習得により手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

■見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	1

■見込量確保のための方策

現在町内にはないサービスですが、福井県が実施する手話奉仕員養成講座の開催案内等、手話奉仕員の養成に向けた支援に努めます。

⑧日常生活用具給付等事業

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	特殊寝台やストーマ装具等の日常生活用具の給付や貸与により、在宅重度障がい者の家庭における生活の不便を解消し、自立の促進と家族の介護負担の軽減を促進します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障がいのある人の身体介護を支援する用具、並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人および介助者が容易に使用できるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用できるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の排泄管理を支援する用具、並びに衛生用品のうち、障がいのある人等が容易に使用することができるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具のうち、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
介護・訓練 支援用具	件/年	1	1	1
自立生活 支援用具	件/年	1	1	1
在宅療養等 支援用具	件/年	1	1	1
情報・意思疎通 支援用具	件/年	1	1	1
排泄管理 支援用具	件/年	215	215	215
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1

■見込量確保のための方策

日常生活用具に関する情報の周知を図るとともに、障がいの特性にあわせた適切な給付に努めます。

⑨移動支援事業

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人のうち、障害福祉サービスの同行援護、行動援護、重度訪問介護の対象でない人に対して、社会生活において必要不可欠な外出や余暇活動等の外出のための支援を行い、地域での自立した生活の実現と社会参加を促進します。

■見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
移動支援事業	時間/年	70	70	70
	人/年	2	2	2

■見込量確保のための方策

障がいのある人の自立した生活の実現や社会参加の促進に向け、利用希望者を適切に把握し、安定的なサービス提供に努めます。

⑩地域活動支援センター事業

事業名	内容
基礎的事業	通所による創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等を図り、障がいのある人の地域での自立した活動を促進します。
機能強化事業	<p>基礎的事業に加えて、事業の機能を強化するため、必要に応じて次の事業を行います。</p> <p>I型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発等の事業を実施します。</p> <p>II型：雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>III型：小規模作業所としての運営実績がおおむね5年以上で、一定の資格要件を満たしている事業所において、企業等への就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、自立に必要な授産の場を提供し、自立更生を促進します。</p>

■見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
基礎的・機能 強化事業	か所	1	1	1
	人/年	1	1	1

■見込量確保のための方策

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等様々な役割を担う事業であることから、引き続き、安定的な運営と活動の場の確保に向けた支援を行います。

(2) 任意事業の見込量と確保方策

本町では任意事業として、「訪問入浴サービス事業」「日中一時支援事業」を行っています。

■サービス見込量の考え方

次の①、②の事業については、2021年度（令和3年度）からの利用実績より、過去の伸び率を基に今後のサービス見込量を算出しています。

①訪問入浴サービス事業

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の障がいのある人等に対して、定期的な入浴サービスを実施し、障がいのある人等の衛生的で快適な日常生活の確保と家族等の介護負担の軽減を図ります。

■見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
訪問入浴サービス事業	人/年	2	2	2

■見込量確保のための方策

サービスを安定的に提供できるよう、サービス事業者との連携や利用者のニーズ把握に努めます。

②日中一時支援事業

事業名	内容
日中一時支援事業	日常的に在宅で介護している家族の介護負担の軽減および就労支援につなげることを目的として、障がいのある人に対して日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行うとともに、送迎サービスを行います。

■見込量

事業名	単位	2024年度 (令和6年度)見込	2025年度 (令和7年度)見込	2026年度 (令和8年度)見込
日中一時支援事業	人/年	4	4	4

■見込量確保のための方策

利用目的や障がいの状況、ニーズ等が多様化していることから、引き続き必要なサービス提供体制を確保するとともに、利用者とその家族の支援を行っていきます。

第5章 第3期障害児福祉計画

1. 2026年度（令和8年度）の数値目標

（1）障がいのある子どもへの支援提供体制の整備等

国の基本指針	<p>○2026年度（令和8年度）未までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>○すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p>
--------	--

■目標設定の考え方

児童発達支援センターについては、圏域で設置済みです。

保育所等訪問支援については、現在町内に事業所があるため、今後も利用ニーズを把握しながら、より利用しやすい体制の整備に努めます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保については、今後も利用ニーズを把握しながら、より利用しやすい体制の整備に努めます。

医療的ケア児等支援のための協議の場の設置については、現在該当する協議体はありませんが、2026年度（令和8年度）未までに設置できるよう関係機関出席のもと「嶺南医療的ケア児等コーディネーター連絡会」を開催し、整備を進めます。

医療的ケア児等コーディネーターは2023年度（令和5年度）に配置予定です。

指標	2022年度 （令和4年度） 実績	2026年度 （令和8年度） 目標
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
保育所等訪問支援の充実	有	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 および放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	無	有
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置	無	1人

2. 障害児福祉サービスの見込量

(1) 障害児福祉サービスの見込量と確保方策

障害児福祉サービスは、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」「障害児相談支援」をさします。

■障害児福祉サービスの種類と内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある子どもの放課後等の居場所を提供します。
保育所等 訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある子ども、または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人および当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいのある子ども等であって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型 児童発達支援 〔2024年度 (令和6年度) より児童発達支援 に統合〕	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある子どもに対する児童発達支援および治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■見込量

サービス名	単位	2024年度 (令和6年度) 見込	2025年度 (令和7年度) 見込	2026年度 (令和8年度) 見込
児童発達支援	人日/月	48	53	60
	人/月	16	18	20
放課後等 デイサービス	人日/月	350	372	395
	人/月	31	33	35
保育所等 訪問支援	人日/月	17	26	34
	人/月	13	15	18
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
医療型 児童発達支援	人日/月			
	人/月			
障害児相談支援	人/月	22	26	31

※医療型児童発達支援は、令和6年度より児童発達支援に統合

■サービス見込量の考え方

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、十分な供給量を見込んでおくことを前提とし、前期計画期間（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））における利用実績や増加率を踏まえ、本計画におけるサービス見込量を算出しています。

■見込量確保のための方策

町内に2か所の事業所（放課後等デイサービスおよび児童発達支援2か所、保育所等訪問支援1か所）があり、サービス支援体制の充実が図られてきました。利用児童数においても2021年度（令和3年度）と比べると大幅に増加しています。

子育て支援の基幹となる高浜町こども家庭センターkurumuと連携し、障がいのある子どもが保育所・こども園や学校等で集団生活を送ることができるよう、教育・保育の提供体制の確保に努めます。また、就学前より相談・療育指導・各種専門療法・リハビリテーション等のサービスが利用できるよう、児童発達支援等の療育提供体制の充実を図ります。

第6章 計画の推進方策と体制

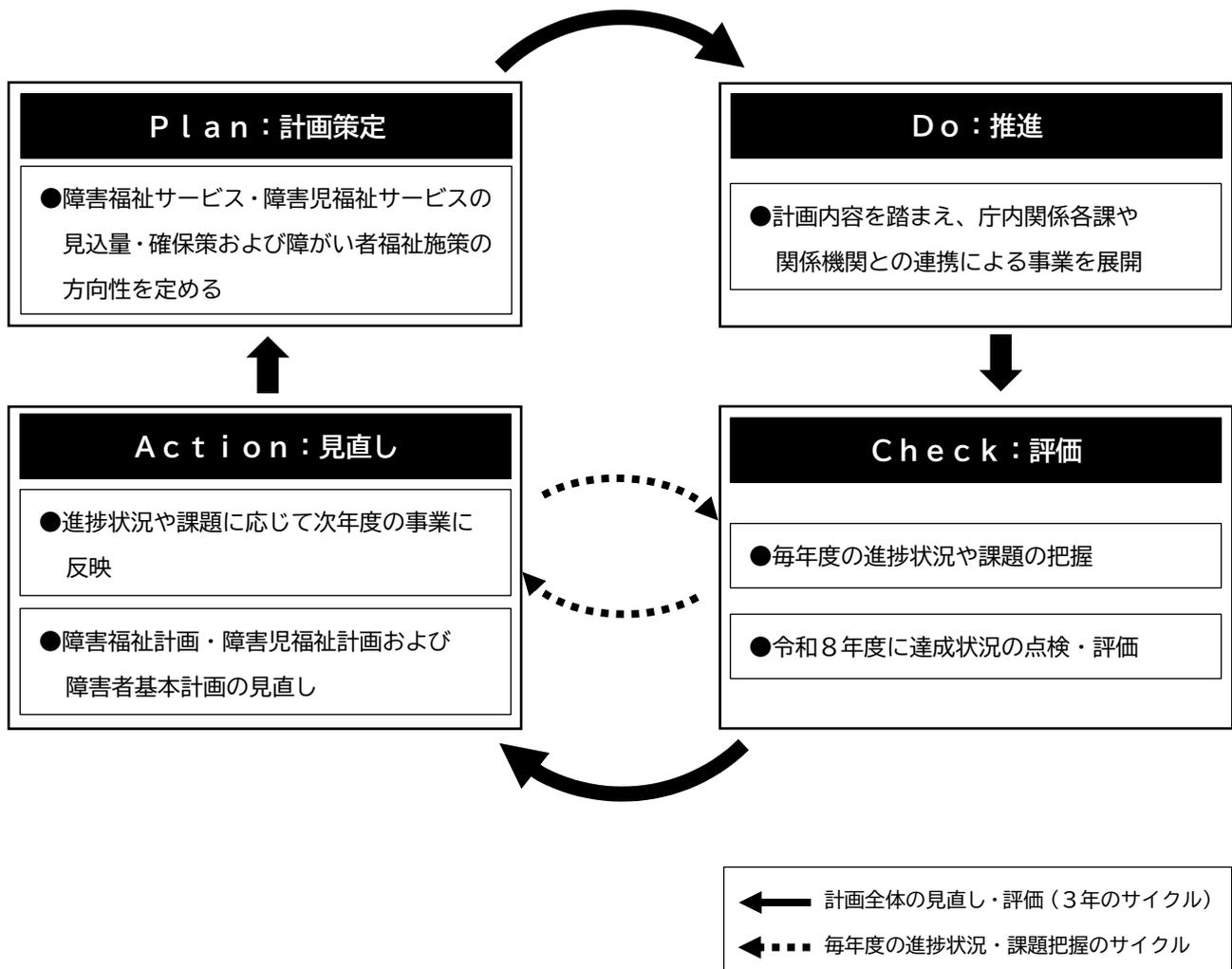
1. 計画の進捗管理と評価

「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、達成状況の点検および評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映します。毎年度の進捗状況や課題の把握については、庁内における各種施策・事業の実施状況の確認や、庁内関係部署や関係機関等との情報の共有を図り、必要に応じて次年度以降の事業の実施に反映していきます。

また、若狭地区障害児・者自立支援協議会（小浜市・おおい町・高浜町）において、圏域としての課題の共有化を行い、課題解決に向けた情報交換や研究等に努めます。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画および障害者基本計画が終了する2026年度（令和8年度）には、障害福祉サービス・障害児福祉サービスの成果目標や活動指標、障がい者福祉施策の基本方針や目標の見直しを行うため、策定委員会および関係各課による調整会議を実施し、次期計画の策定を行います。

■計画の進捗管理（PDCAサイクル）



資料編

1. 高浜町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する高浜町障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定にする高浜町障害児福祉計画を総合的かつ計画的に推進するための一体的な計画として、高浜町障害福祉計画を策定するに当たり、障がい者団体及び福祉関係者等の意見を聴くため、高浜町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項について検討する。

- (1) 高浜町障害福祉計画及び高浜町障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他前号の計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、障がい者団体、福祉関係者、保健医療関係者、町議会議員、住民代表その他町長が適当と認める者の中から町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による検討を終了する時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

- 2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条の規定による検討が終了したときは、その成果を速やかに町長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課及び子ども未来課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

2. 委員名簿

No.	区分	所属機関	役職名等	氏名	備考
1	障がい者団体	高浜町身体障害者 福祉協会	会長	神原 道雄	
2	福祉関係者	社会福祉法人 高浜町社会福祉協議会	事務局長	河牧 剛	副委員長
3	福祉関係者	相談支援センター 若狭ねっと	主任相談支援専門員	深水 美智留	
4	福祉関係者	社会福祉法人 若狭つくし会	管理者	内田 貴弘	
5	福祉関係者	特定非営利活動法人 おひさま	理事長	田中 孝	
6	保健医療関係者	福井県嶺南振興局 若狭健康福祉センター	福祉課長	浦松 英樹	
7	住民代表			牧野 路	
8	高浜町議会議員			廣瀬 とし子	委員長

3. 策定経過

開催（実施）事項 期日	内容
第1回 障害福祉計画策定委員会 令和5年9月4日（月）	1 計画策定の背景と趣旨について 2 アンケート調査について 3 今後のスケジュールについて
アンケート調査の実施 令和5年10月2日（月）～10月13日（金）	
第2回 障害福祉計画策定委員会 令和5年11月1日（水）	1 計画骨子案について
第3回 障害福祉計画策定委員会 令和5年12月1日（金）	1 計画素案について
パブリックコメントの実施 令和6年1月9日（火）～1月19日（金）	
第4回 障害福祉計画策定委員会 令和6年2月2日（金）	1 パブリックコメントの実施結果について 2 計画最終案について
高浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 町長への報告 令和6年2月15日（木）	

高浜町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行：高浜町

発行年月：令和6年3月

編集：高浜町 保健福祉課 TEL：(0770) 72-5887 FAX：(0770) 72-6109

こども未来課 TEL：(0770) 72-6154 FAX：(0770) 50-9041

〒919-2201 福井県大飯郡高浜町和田 117-68 高浜町保健福祉センター内
